

平成 2 7 年第 1 回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

平成27年度 荒尾市一般会計予算資料

1 歳入

(単位:千円)

区 分	平成27年度				平成26年度				比 較				
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %	
純 一 般 財 源	1 市 税												
	市民税	1,911,900	9.4	1,911,900	15.3	2,012,586	9.5	2,012,586	16.0	△ 100,686	△ 5.0	△ 100,686	△ 5.0
	固定資産税	2,203,000	10.8	2,203,000	17.6	2,312,183	10.9	2,312,183	18.4	△ 109,183	△ 4.7	△ 109,183	△ 4.7
	軽自動車税	142,000	0.7	142,000	1.1	127,991	0.6	127,991	1.0	14,009	10.9	14,009	10.9
	たばこ税	404,000	2.0	404,000	3.2	404,047	1.9	404,047	3.2	△ 47	0.0	△ 47	0.0
	入湯税	10,000	0.0	10,000	0.1	11,016	0.1	11,016	0.1	△ 1,016	△ 9.2	△ 1,016	△ 9.2
	計	4,670,900	22.9	4,670,900	37.4	4,867,823	23.0	4,867,823	38.8	△ 196,923	△ 4.0	△ 196,923	△ 4.0
	2 地方譲与税	133,000	0.7	133,000	1.1	135,000	0.6	135,000	1.1	△ 2,000	△ 1.5	△ 2,000	△ 1.5
	3 利子割交付金	9,000	0.0	9,000	0.1	9,000	0.0	9,000	0.1	0	0.0	0	0.0
	4 配当割交付金	7,000	0.0	7,000	0.1	7,000	0.0	7,000	0.1	0	0.0	0	0.0
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,500	0.0	1,500	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0	△ 500	△ 25.0	△ 500	△ 25.0
6 地方消費税交付金	800,000	3.9	800,000	6.4	503,000	2.4	503,000	4.0	297,000	59.0	297,000	59.0	
7 ゴルフ場利用 税交付金	28,000	0.1	28,000	0.2	27,000	0.1	27,000	0.2	1,000	3.7	1,000	3.7	
8 自動車取得税 交付金	12,000	0.1	12,000	0.1	14,000	0.1	14,000	0.1	△ 2,000	△ 14.3	△ 2,000	△ 14.3	
9 地方特例交付金	20,000	0.1	20,000	0.2	18,000	0.1	18,000	0.1	2,000	11.1	2,000	11.1	
10 地方交付税													
普通交付税	5,000,000	24.5	5,000,000	40.1	4,900,000	23.1	4,900,000	39.1	100,000	2.0	100,000	2.0	
特別交付税	750,000	3.7	750,000	6.0	750,000	3.5	750,000	6.0	0	0.0	0	0.0	
計	5,750,000	28.1	5,750,000	46.1	5,650,000	26.7	5,650,000	45.0	100,000	1.8	100,000	1.8	
小 計	11,431,400	55.9	11,431,400	91.6	11,232,823	53.0	11,232,823	89.6	198,577	1.8	198,577	1.8	
11 交通安全対策特別 交付金	10,000	0.0	10,000	0.1	10,000	0.0	10,000	0.1	0	0.0	0	0.0	
12 分担金・負担金	287,219	1.4	0	0.0	328,911	1.6	0	0.0	△ 41,692	△ 12.7	0		
13 使用料・手数料	594,938	2.9	11,858	0.1	590,488	2.8	10,688	0.1	4,450	0.8	1,170	10.9	
14 国庫支出金	4,267,306	20.9	0	0.0	3,703,619	17.5	0	0.0	563,687	15.2	0		
15 県支出金	1,873,917	9.2	1,675	0.0	3,096,287	14.6	1,801	0.0	△ 1,222,370	△ 39.5	△ 126	△ 7.0	
16 財産収入	76,726	0.4	30,823	0.2	87,507	0.4	7,097	0.1	△ 10,781	△ 12.3	23,726	334.3	
17 寄附金	701	0.0	701	0.0	401	0.0	401	0.0	300	74.8	300	74.8	
18 繰入金	293,960	1.4	277,092	2.2	530,025	2.5	513,559	4.1	△ 236,065	△ 44.5	△ 236,467	△ 46.0	
19 繰越金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	
20 諸収入	189,332	0.9	19,082	0.2	182,338	0.9	17,039	0.1	6,994	3.8	2,043	12.0	
21 市 債	1,414,500	6.9	700,000	5.6	1,437,600	6.8	750,000	6.0	△ 23,100	△ 1.6	△ 50,000	△ 6.7	
歳 入 合 計	20,440,000	100.0	12,482,632	100.0	21,200,000	100.0	12,543,409	100.0	△ 760,000	△ 3.6	△ 60,777	△ 0.5	
うち													
自主財源	6,113,777	29.9	5,010,457	40.1	6,587,494	31.1	5,416,608	43.2	△ 473,717	△ 7.2	△ 406,151	△ 7.5	
依存財源	14,326,223	70.1	7,472,175	59.9	14,612,506	68.9	7,126,801	56.8	△ 286,283	△ 2.0	345,374	4.8	

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

2 歳出(目的別)

(単位:千円)

款	平成27年度				平成26年度				比較			
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %
1 議会費	240,960	1.2	240,931	1.9	238,951	1.1	238,951	1.9	2,009	0.8	1,980	0.8
2 総務費	1,882,141	9.2	1,532,872	12.3	2,434,570	11.5	1,811,889	14.4	△ 552,429	△ 22.7	△ 279,017	△ 15.4
3 民生費	9,974,807	48.8	4,535,105	36.3	9,045,686	42.7	4,159,287	33.2	929,121	10.3	375,818	9.0
4 衛生費	2,638,053	12.9	2,272,235	18.2	2,630,869	12.4	2,278,116	18.2	7,184	0.3	△ 5,881	△ 0.3
5 労働費	17,077	0.1	17,077	0.1	14,868	0.1	14,868	0.1	2,209	14.9	2,209	14.9
6 農林 水産業費	299,219	1.5	145,735	1.2	1,931,480	9.1	126,805	1.0	△ 1,632,261	△ 84.5	18,930	14.9
7 商工費	224,326	1.1	127,184	1.0	234,859	1.1	133,211	1.1	△ 10,533	△ 4.5	△ 6,027	△ 4.5
8 土木費	1,789,712	8.8	725,128	5.8	1,258,388	5.9	725,035	5.8	531,324	42.2	93	0.0
9 消防費	614,286	3.0	586,174	4.7	611,824	2.9	603,197	4.8	2,462	0.4	△ 17,023	△ 2.8
10 教育費	1,210,813	5.9	866,261	6.9	1,091,116	5.1	863,628	6.9	119,697	11.0	2,633	0.3
11 災害 復旧費	4,700	0.0	4,700	0.0	4,700	0.0	4,700	0.0	0	0.0	0	0.0
12 公債費	1,505,558	7.4	1,390,882	11.1	1,658,422	7.8	1,539,455	12.3	△ 152,864	△ 9.2	△ 148,573	△ 9.7
13 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0		0	
14 予備費	38,348	0.2	38,348	0.3	44,267	0.2	44,267	0.4	△ 5,919	△ 13.4	△ 5,919	△ 13.4
歳出合計	20,440,000	100.0	12,482,632	100.0	21,200,000	100.0	12,543,409	100.0	△ 760,000	△ 3.6	△ 60,777	△ 0.5

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

3 歳 出 (性質別)

(単位:千円)

区分	平成27年度		平成26年度		比較増減		増減の主な理由
	予算額 (A)	構成比 %	予算額 (B)	構成比 %	(A) - (B)	伸び率 %	
1. 消費的経費	16,005,218	78.3	15,776,010	74.4	229,208	1.5	
義務的経費	10,934,179	53.5	10,418,970	49.1	515,209	4.9	
人件費	2,807,328	13.7	2,875,075	13.6	△ 67,747	△ 2.4	議員人件費△9,964、一般職員人件費△73,519 △1名(348名→347名)(うち退職手当△101,023(△4人))、特別職人件費△16,383(うち退職手当△17,012)行政協力員報酬+4,998、国勢調査事務費+24,367、小・中学校特別支援教育支援員+3,680
扶助費	6,621,293	32.4	5,885,473	27.8	735,820	12.5	養護老人ホーム費+8,476、介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費+72,551、自立支援医療費支給事業費△10,789、相談支援給付費等支給事業費+7,968、特別保育事業費+15,525、一時預かり事業費(幼稚園型)+18,078、子ども医療費助成事業費+24,738、管内外私立及び管外公立保育所運営費+53,218、特定教育・保育施設型給付費+516,250、児童手当費△19,270、生活保護費+92,483、幼稚園就園奨励費管理費△55,549
公債費	1,505,558	7.4	1,658,422	7.8	△ 152,864	△ 9.2	長期債元金償還金△127,870、長期債利子△24,993
物件費	2,068,123	10.1	1,949,856	9.2	118,267	6.1	荒尾市民病院建設基本構想等策定事業費△9,720、おとし暮らし体験住宅事業費+8,800、社会保障・税番号制度対応住基システム改修費+24,408、福祉業務システム新システム移行事業費+25,525、航空写真撮影業務事業費△13,220、相談支援事業費△17,524、予防接種費+26,044、農村地域防災減災事業費+17,600、水産物供給基盤機能保全事業費+13,871、集約都市形成支援事業費+16,000、土地区画整理調査事業費△21,000、小学校振興費+15,638
維持補修費	196,136	1.0	102,650	0.5	93,486	91.1	競馬場跡地管理事業費△1,500、ふれあい福祉センター施設改修費△1,884、金山最終処分場施設改修費+2,228、松ヶ浦環境センター施設改修費△1,564、道路維持費+3,207、道路施設改修費+23,000、住宅施設改修費+62,976、消防団施設改修費+2,394
補助費等	2,806,780	13.7	3,304,534	15.6	△ 497,754	△ 15.1	荒尾市議会議員選挙運動公費負担金+10,733、臨時福祉給付金事業費△56,915、待機児童解消加速化プラン費△59,544、子育て世帯臨時特例給付金事業費△39,800、保育士等処遇改善臨時特例事業費(保育緊急確保事業)△23,248、夜間休日救急診療体制運営事業費+6,867、大牟田・荒尾清掃施設組合負担金△25,231、熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業費△300,000、多面的機能支払交付金事業費+26,220、下水道事業会計支出金△44,743、有明広域行政事務組合消防負担金△26,562
2. 投資的経費	1,865,537	9.1	3,000,477	14.2	△ 1,134,940	△ 37.8	
普通建設事業費	1,860,837	9.1	2,995,777	14.1	△ 1,134,940	△ 37.9	
補助事業費	1,511,265	7.4	1,983,091	9.4	△ 471,826	△ 23.8	介護施設等スプリンクラー設置事業費(福祉空間)+31,926、待機児童解消加速化プラン費△29,998、熊本県安心こども基金特別対策事業費(保育所等緊急整備事業)+135,670、団体営土地改良総合整備事業費+31,165、熊本県緑の産業再生プロジェクト促進事業費△1,374,000、社会資本整備総合交付金事業費(万田田添線)+37,000、社会資本整備総合交付金事業費(荒尾港海岸堤防)+200,000、公営住宅ストック総合改善事業費+188,761、新生区団地公営住宅建替事業費+111,918、中学校施設非構造部材耐震工事費+94,500、中学校プール改築事業費+163,436、万田坑国史跡追加地域用地購入費△104,115
単独事業費	349,572	1.7	1,012,686	4.8	△ 663,114	△ 65.5	競馬場跡地管理事業費△189,300、本庁舎耐震化事業費△320,444、企業等農業参入支援事業費△30,000、いきいき産業立地促進助成事業費△14,125、四ツ山公園トイレ建替工事費△15,000、消防施設新設費+17,326、三中学校既存校舎内部改修工事△30,000、旧五中跡臨時駐車場整備工事費+11,772、給食配送車購入費+10,640
災害復旧事業費	4,700	0.0	4,700	0.0	0	0.0	
3. その他の経費	2,569,245	12.6	2,423,513	11.4	145,732	6.0	
積立金・出資金	0	0.0	0	0.0	0		
貸付金	75,000	0.4	75,000	0.4	0	0.0	
繰出金	2,494,245	12.2	2,348,513	11.1	145,732	6.2	国民健康保険特別会計繰出金+112,998、介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金+351、介護保険特別会計(保険料軽減)繰出金+14,650、後期高齢者広域連合特別会計事務費負担金+897、後期高齢者療養給付費負担金+11,507、後期高齢者医療特別会計繰出金+5,329
歳出合計	20,440,000	100.0	21,200,000	100.0	△ 760,000	△ 3.6	

(予備費は、補助費等に含まれています。)

臨時的経費等

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	議会充実費	4,017				4,017	費用弁償、消耗品費
	議会だより発行事業費	1,357				1,357	印刷製本費、広報個別配送委託料
	市議会映像配信事業費	9,257				9,257	業務支援委託料、備品購入費
	計	14,631				14,631	
2 総務費	地域医療提供体制確保事業費	500				500	県営事業負担金
	有明広域行政事務組合費	22,274				22,274	総務共通経費・企画費負担金 (前年度) 19,709
	退職手当	124,740				124,740	6人(前年度10人 220,497)
	広報戦略事業費	5,859			447	5,412	ホームページリニューアル委託料ほか (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 228 ・ふるさと応援基金繰入金 219
	国際交流促進事業費	3,580			2,000	1,580	日中友好促進会議運営補助金、訪日団 受入経費補助金、国際交流推進事業補 助金、「推進置腹-孫文と宮崎滔天」資 料展事業費補助金ほか (財源) ・自治総合センター助成金 2,000
	地域振興対策費	200				200	(新規) 地域振興促進事業補助金
	地方バス対策費	55,363	4,000			51,363	地域公共交通活性化協議会負担金、バ ス路線欠損補助金、乗合タクシー運行 補助金 (財源) ・県補助金 4,000
	地域元気づくり事業費	747			500	247	先進地視察旅費、車借上料 事業費補助:1地区 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 500
	地域づくり交付金事業費	7,052			7,052		地域づくり交付金:12地区(地域活性化 事業は11地区) (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 7,052
	情報化対策推進事業費	14,738				14,738	OA機器借上料ほか
	市民病院あり方検討 会事業費	403				403	委員出席手当、費用弁償、消耗品費
	まちづくり推進調査事 業費	5,000				5,000	荒尾市域における都市再興に向けたま ちづくり事業委託料
	お試し暮らし体験住宅 事業費	8,800	5,000			3,800	(新規) 家屋改修委託料、備品購入費 (財源) ・県補助金 5,000
社会保障・税番号制 度対応住基システム 改修費(総務省分)	16,688	15,176			1,512	(新規) 改修委託料(住民基本台帳システム、地 方税務システム、団体宛名統合システ ム)、中間サーバー・プラットフォーム負 担金 (財源) ・国庫補助金 15,176	

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	社会保障・税番号制度対応住基システム改修費(厚生労働省分)	14,256	9,882			4,374	(新規) 改修委託料(国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、健康管理システム) (財源) ・国庫補助金 9,882
	福祉業務システム新システム移行事業費	25,525	7,800			17,725	(新規) 福祉システム新システム移行委託料 (財源) ・国庫補助金 7,800
	市税等の収納向上強化対策事業費	3,505				3,505	臨時職員賃金、健康労働保険料 (～H25.10月までは緊急雇用)
	マイクロフィルム電子データ化事業費	1,765				1,765	(新規) マイクロフィルム電子化業務委託料
	熊本県知事選挙費	19,409	19,409				選挙事務従事者謝金ほか (財源) ・県委託金 19,409
	熊本県議会議員選挙費	14,961	14,961				選挙事務従事者謝金ほか (財源) ・県委託金 14,961
	荒尾市議会議員選挙費	30,897				30,897	選挙事務従事者謝金ほか
	国勢調査事務費	31,280	31,280				調査員・指導員報酬、臨時職員賃金、消耗品費ほか (財源) ・県委託金 31,280
	農林業センサス事務費	67	67				消耗品費、通信運搬費ほか (財源) ・県委託金 67
	経済センサス調査区設定事務費	16	16				消耗品費、郵便料ほか (財源) ・県委託金 16
	経済センサス事務費	229	229				消耗品費、借上料ほか (財源) ・県委託金 229
	商業統計調査事務費	20	20				普通旅費、消耗品費 (財源) ・県委託金 20
	計	407,874	107,840			9,999	290,035
3 民 生 費	社会福祉法人指導監査等事業費	30				30	(H25～)県からの権限移譲分 消耗品費
	住宅確保給付金事業費	7,056	5,292			1,764	(新規) 住宅確保給付金(生活困窮者自立支援法により住宅支援給付事業(基金事業)から制度化) (財源) ・国庫補助金 5,292
	住宅支援給付事業費	1,773	1,773				(H21補正～) 住宅手当交付金ほか(H26年度末終了だがH26年度内に支給決定した分) (財源) ・県補助金 1,773
	臨時福祉給付金事業費	97,021	97,012			9	(H25専決～) 臨時福祉給付金ほか(時間外含む。) (財源) ・国庫補助金 97,012

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	生活困窮者自立相談支援等事業費	15,069	10,054			5,015	(新規) 生活困窮者自立支援法施行に伴う相談支援事業等の実施 (財源) ・国庫補助金 10,054
	老人クラブ助成事業費	100				100	(新規) 老人クラブ連合会結成50周年記念行事助成補助金
	高齢者地域共生事業費	3,000	3,000				(新規) 認知症カフェの運営費補助金 (財源) ・国庫交付金 3,000
	社会福祉法人等低所得者利用者負担軽減事業費	500	375			125	(H22～) 扶助費 (財源) ・県補助金 375
	育成医療費支給事業費	2,013	1,500			513	(H25～) 県からの権限移譲分 扶助費、手数料 (財源) ・国庫負担金 1,000 ・県負担金 500
	巡回相談支援事業費	5,878	4,406			1,472	(H26～) 任期付き職員人件費、普通旅費、消耗品費ほか (財源) ・国庫補助金 2,938 ・県補助金 1,468
	後期高齢者医療広域連合負担金	774,979				774,979	広域連合一般会計事務費 7,381 広域連合特別会計事務費 16,973 療養給付費 750,625
	ファミリー・サポート・センター事業費	3,012	1,600			1,412	(H23～)事業運営委託料ほか (財源) ・国庫補助金 800 ・県補助金 800
	乳児家庭全戸訪問事業費	1,787	1,190			597	(H23～)臨時職員賃金ほか (財源) ・国庫補助金 595 ・県補助金 595
	養育支援訪問事業費	22	14			8	(H23～)旅費、消耗品 (財源) ・国庫補助金 7 ・県補助金 7
	特別保育事業(延長保育促進事業補助金(短時間認定分))	15,016	10,010			5,006	(新規) 短時間認定の保育所入所児が、前後の延長保育を利用した場合の園に対する補助 (財源) ・県補助金 10,010
	子ども・子育て会議費	225				225	(H25補正～) 委員報酬、費用弁償
	子育て世帯臨時特例給付金事業費	29,445	29,425			20	(H25専決～) 子育て世帯臨時特例給付金(時間外含む。)ほか (財源) ・国庫補助金 29,425

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	養育医療費(支払事務費含む。)	10,977	7,158		1,426	2,393	(H25～)県からの権限移譲分 扶助費、手数料 (財源) ・国庫補助金 4,772 ・県補助金 2,386 ・保護者負担金 1,426
	病児・病後児保育事業費	22,325	14,883		922	6,520	(H23～)委託料 ※H26から生活保護世帯について利用料の半額減免実施(2千円→1千円) (財源) ・県補助金 14,883 ・受託事業収入 922
	一時預かり事業費	18,078	12,050			6,028	(新規) 幼稚園の在園児に、通常の教育時間外において預かりを行う。 委託料 (財源) ・国庫補助金 6,025 ・県補助金 6,025
	難聴児補聴器購入費 助成事業費	283	141			142	(H25～) 扶助費 8台 (財源) ・県補助金 141
	特定教育・保育施設 型給付費	491,458	350,761			140,697	(新規) 特定教育・保育施設へ給付を行う。 負担金 (財源) ・国庫負担金 233,841 ・県負担金 116,920
	荒尾市万田保育園閉 園事業費	416				416	(新規) 報償費、消耗品費、印刷製本費、食糧 費、郵便料
	任期付職員給与費 (万田保育園)	11,340				11,340	(H26～) 任期付き職員(任期2年)保育士3人の給 料、職員手当
	任期付職員給与費 (清里保育園)	11,637				11,637	(H26～) 任期付き職員(任期2年)保育士3人の給 料、職員手当
	管内外私立及び管外 公立保育所運営費 (保育料引き下げ分)	18,910				18,910	(新規) 保育料引き下げによる一般財源充当額 の増(管内私立17,318、管外私立 1,440、管外公立152)
	特定教育・保育施設 型給付費(保育料引き 下げ分)	24,792				24,792	(新規) 保育料引き下げによる特定教育・保育 施設へ給付費の増
	万田保育園費(人件 費)(保育料引き下げ 分)	1,227				1,227	(新規) 保育料引き下げによる一般財源充当額 の増
	清里保育園費(人件 費)(保育料引き下げ 分)	970				970	(新規) 保育料引き下げによる一般財源充当額 の増
	計	1,569,339	550,644		2,348	1,016,347	

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
4 衛 生 費	夜間休日救急診療体制運営事業費	10,221			6,854	3,367	(H27は事務担当市)補助金 荒尾市民病院ほか2病院 (財源) ・各市町負担金 6,854
	妊婦健診委託料(補助廃止に伴う継続実施分)	12,796				12,796	(H25～) 妊婦健診委託料(H25補助廃止に伴う 継続実施分)
	乳幼児健診委託事業費	3,903			18	3,885	(継続 H26～)3か月及び7か月健診を 医療機関へ委託し個別健診化 委託料ほか (財源) ・実費徴収金 18
	予防接種費(子宮頸がん、Hib、小児用肺炎球菌)	47,375				47,375	(H23～) 子宮頸がん等ワクチン接種委託料ほか (H24まで県補助。H25から定期の予防 接種に追加)
	予防接種費(成人用肺炎球菌)	15,143			6,559	8,584	(H26補正～) 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種委託 料、広域化委託 (財源) ・実費徴収金 6,559
	予防接種費(水痘)	9,420				9,420	(H26補正～) 医薬材料費、委託料、扶助費(県外医 療機関分)
	むし歯予防対策事業費	2,970	784			2,186	(H23補正～) H27から全小・中学校へ拡大 フッ化物洗口用消耗品費ほか (財源) ・県補助金 784
	環境基本計画作成事業費	841				841	環境審議会委員出席手当、印刷製本費
	荒尾干潟ラムサール 湿地登録記念啓発事業費	765				765	協議会補助金ほか
	平日小児夜間救急輪 番診療事業費	4,143				4,143	医師報酬
	健康あらし強化事業費	331				331	健康増進計画策定委員出席手当、健 康運動実践指導者養成講習会受講費 ほか
	肝炎ウィルス検査委託料	1,425	122		121	1,182	H23からの個別勧奨開始による増額分 410(2,343円×5歳刻み175人) (財源) ・県補助金 122 ・実費徴収金 121
	がん検診推進事業費	4,379	2,186			2,193	がん検診委託料ほか (H23補正から大腸がん検診追加) (財源) ・国庫補助金 2,186
	食育推進事業費	486	66			420	(H25～)講師謝金等 (財源) ・県補助金 66
	生活習慣病予防事業費	1,076	339		192	545	(H25～)講師謝金等 (財源) ・県補助金 339 ・実費徴収金 192
ごみ出しルール読本 作製・配布費	1,707				1,707	印刷製本費、広報個別配送委託料	
大牟田・荒尾清掃施 設組合負担金	458,260			159,090	299,170	(前年度) 483,491 (財源) ・ごみ処理手数料 159,090	

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	リサイクル業務委託事業費	143,640				143,640	委託料
	単独浄化槽転換促進事業費	450	300			150	(H25～) 単独浄化槽撤去費補助金 5件 (財源) ・国庫補助金 150 ・県補助金 150
	市民病院会計支出金	702,475				702,475	(前年度) 702,337
	水道事業会計支出金	178,223				178,223	(前年度) 176,064
	計	1,600,029	3,797		172,834	1,423,398	
6 農 林 水 産 業 費	機構集積支援事業費	4,049	3,848			201	「農地制度実施円滑化事業費」から事業名変更(H26) 臨時職員賃金、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 3,848
	耕作放棄地解消緊急対策事業費(用途転換促進事業)	428	428				(H25補正～) 費用弁償、郵便料ほか (財源) ・県補助金 428
	有害鳥獣農作物被害対策事業費	3,120				3,120	消耗品費、備品購入費ほか
	機構集積協力金交付事業費	19,885	19,739		146		(H26補正～) 郵便料、手数料、補助金 (財源) ・県補助金 19,739 ・事業受託収入 146
	農業産地確立促進事業費	1,466			1,466		講師謝金、旅費、補助金 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 1,466
	あらおブランド推進事業費	525				525	(H25～) 旅費、補助金ほか
	人・農地プラン事業費	17,122	17,122				補助金、報酬ほか (財源) ・県補助金 17,122
	公害防除対策費	1,446			793	653	カドミウム植物浄化負担金 469 カドミウム吸収抑制剤補助金 793 ほか (財源) ・公害防除対策負担金 793
	多面的機能支払交付金事業費	32,323	24,291			8,032	負担金、補助金ほか (財源) ・県補助金 24,291
	県営土地改良総合整備事業費	1,787	100			1,687	健康労働保険料、賃金ほか (財源) ・県補助金 100
農村地域防災減災事業費	17,600	17,600				(新規) ため池ハザードマップ作成委託料 (財源) ・県補助金 17,600	
荒尾海岸松林美化事業費	1,149				1,149	委託料	

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	海のイベント大会補助金	670				670	マジック釣り大会
	水産物供給基盤機能保全事業費	13,871	6,935			6,936	(新規) 一部漁協の機能診断に係る委託料 (財源) ・県補助金 6,935
	計	115,441	90,063		2,405	22,973	
7 商 工 費	信用保証協会信用保証料負担金	57				57	負担金
	各種団体補助金	4,640				4,640	商工会議所運営補助金ほか5件
	空き店舗対策事業費	4,500				4,500	補助金
	商店街街路灯整備事業費	740	370			370	補助金 (財源) ・県補助金 370
	観光物産施設運営事業費	3,809				3,809	補助金
	教育旅行誘致推進事業費	955			482	473	消耗品、負担金 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 482
	有明圏域定住自立圏観光推進事業費	389				389	(新規)負担金
	観光宣伝広報費	4,916				4,916	旅費、広告料ほか
	荒尾市観光協会体制強化事業費	4,500				4,500	補助金
	荒尾の感動づくり事業費	2,430				2,430	補助金
	旅の提案・開発事業費	912				912	(H25～) 補助金
	いきいき産業立地促進助成事業費	2,500				2,500	補助金(雇用促進)
	地方消費者行政活性化事業費	4,029	2,268			1,761	報酬、費用弁償ほか (財源) ・県補助金 2,268
	計	34,377	2,638		482	31,257	
8 土 木 費	有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会負担金	200				200	負担金
	海フェスタくまもと開催経費	1,522				1,522	(新規)旅費、負担金

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	社会資本整備総合交付金事業費(港湾長寿命化計画)	6,000	2,000			4,000	(新規) 港湾施設の維持管理計画策定委託料(財源) ・県補助金 2,000
	集約都市形成支援事業費	16,000	8,000			8,000	(新規)立地適正化計画作成委託料(財源) ・国庫補助金 8,000
	土地区画整理調査事業費	21,000	7,000			14,000	区画整理事業化促進のための調査委託料(財源) ・国庫補助金 7,000
	競馬場跡地管理事業費	29,772			29,772		委託料、土地借上料ほか(財源) ・旧競馬場施設貸付料 29,772
	下水道事業会計支出金	376,948				376,948	(前年度) 421,691
	計	451,442	17,000		29,772	404,670	
9 消 防 費	有明広域行政事務組合消防負担金	515,757				515,757	消防費負担金(前年度)542,319
	消防施設新設費	4,394			800	3,594	機械器具費、消火栓新設負担金(財源) ・コミュニティ助成金 800
	自主防災組織育成事業費	2,060	1,560			500	補助金(設立促進助成金20地区、活動活性化助成金28地区)(財源) ・県補助金 1,560
	計	522,211	1,560		800	519,851	
10 教 育 費	幼・保・小・中・高連携事業費	100			100		消耗品費(財源) ・ふるさと創生基金繰入金 100
	学校事務センター設置事業費	853				853	(新規)拠点校に学校事務センターを設置し事務の一括処理を実施 消耗品費、電気料、電話料
	退職手当	17,242				17,242	1人(前年度1人22,508)
	退職手当(教育長)	4,248				4,248	退職予定
	小学校特別支援教育支援員報酬	16,560				16,560	小学校への配置増員+3人、+3,550
	コミュニティ・スクール推進事業費	50				50	推進員謝金
	中学校特別支援教育支援員報酬	5,190				5,190	中学校への配置増員+1人、+1,250
万田坑・専用鉄道敷跡保存管理事業費	10,863			3,995	6,868	消耗品費、燃料費、除草・伐採委託料(財源) ・占用使用料収入 3,995	

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	三池炭鉱(旧万田坑)の世界文化遺産登録推進事業費	15,496	200			15,296	旅費、筆耕翻訳料、炭坑資料調査委託料、車借上料、世界遺産登録推進協議会負担金(財源) ・県補助金 200
	万田坑世界遺産登録記念事業費	156				156	(新規) 世界遺産万田坑を守る市民組織の設立経費 消耗品費、燃料費、食糧費
	青少年防犯パトロール強化事業費	1,703				1,703	専任指導員手当、健康労働保険料
	宮崎兄弟の生家おもてなし向上事業費	1,532				1,532	非常勤職員報酬、健康労働保険料
	市体育協会補助金	1,481				1,481	補助金
	計	75,474	200		4,095	71,179	
12 公債費	H23第三セクター等改革推進債元利償還金	141,508				141,508	H24から10年間
	計	141,508				141,508	
	合 計	4,932,326	773,742		222,735	3,935,849	

投資的経費の内訳

(単位:千円)

区 分	事業費	左の財源内訳				前年度(H26)		増減額・率		
		特定財源			一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	
		国県支出金	地方債	その他						
1 普通建設事業 (7)+(イ)	(2,995,777)	(1,805,839)	(676,000)	(138,725)	(375,213)			△ 1,134,940	△ 121,541	
	1,860,837	874,820	711,610	20,735	253,672	2,995,777	375,213	△37.9%	△32.4%	
内 訳	(7) 補助事業	(1,983,091)	(1,773,903)	(150,500)	(3,930)	(54,758)		△ 471,826	42,277	
	(イ) 単独事業	1,511,265	868,020	546,210		97,035	1,983,091	54,758	△23.8%	77.2%
	(イ) 単独事業	(1,012,686)	(31,936)	(525,500)	(134,795)	(320,455)		△ 663,114	△ 163,818	
		349,572	6,800	165,400	20,735	156,637	1,012,686	320,455	△65.5%	△51.1%
2 災害復旧事業	(4,700)				(4,700)					
	4,700				4,700	4,700	4,700			
合計 (1+2)	(3,000,477)	(1,805,839)	(676,000)	(138,725)	(379,913)			△ 1,134,940	△ 121,541	
	1,865,537	874,820	711,610	20,735	258,372	3,000,477	379,913	△37.8%	△32.0%	

()書:前年度数値

(補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			説明	
					特定財源				一般財源
					国庫支出金	地方債	その他		
3 民生費	介護予防拠点整備事業費	49,200	49,200	国10/10	49,200			介護予防拠点整備事業補助金 8,200×6か所 (財源) ・県補助金 49,200	
	介護予防遊具整備事業費	6,000	6,000	国10/10	6,000			健康遊具設置工事 公園3,000×2校区 (財源) ・国庫補助金 6,000	
	介護施設等スプリンクラー設置事業費(福祉空間)	31,926	31,926	国10/10	31,926			スプリンクラー設備整備工事 17×1,878㎡ (財源) ・国庫補助金 31,926	
	熊本県安心こども基金特別対策事業費(保育所等緊急整備事業)	135,670	135,620	県2/3 市1/12	120,596		15,074	万田保育園民営化に伴う民間保育所整備 補助基本額×3/4 (財源) ・県補助金(安心こども基金) 120,596	
計		222,796	222,746		207,722		15,074		
4 衛生費	合併処理浄化槽設置事業費	25,072	25,072	国1/3 県1/3 未満	11,538			13,534	合併処理浄化槽設置66基 (財源) ・国庫補助金 8,012 ・県補助金 3,526
	計	25,072	25,072		11,538			13,534	
6 農林水産業費	団体営土地改良総合整備事業費	46,885	46,885	国100%・ 50% 県15% 地元25%	38,555	3,600		4,730	圃場整備(下赤田地区)、土水路ライニング(蔵満)、暗渠排水(荒尾地区) (財源) ・県補助金 38,555 ・農業基盤整備事業債 3,600
	計	46,885	46,885		38,555	3,600		4,730	
8 土木費	社会資本整備総合交付金事業費(大谷長洲港線)	30,000	30,000	国60/100	18,000	10,800		1,200	工事請負費 水野工区L=540m、W=9m (財源) ・国庫補助金 18,000 ・道路橋梁事業債 10,800
	社会資本整備総合交付金事業費(中央野原線)	110,000	110,000	国60/100	66,000	39,600		4,400	工事請負費、用地取得費、家屋等移転補償費ほか (財源) ・国庫補助金 66,000 ・道路橋梁事業債 39,600
	社会資本整備総合交付金事業費(万田田添線)	50,000	50,000	国60/100	30,000	18,000		2,000	測量設計委託、工事請負費、用地取得費 (財源) ・国庫補助金 30,000 ・道路橋梁事業債 18,000
	社会資本整備総合交付金事業費(西原桜町線)	25,000	25,000	国60/100	15,000	9,000		1,000	測量設計委託、用地取得費、家屋等移転補償費 (財源) ・国庫補助金 15,000 ・道路橋梁事業債 9,000
	社会資本整備総合交付金事業費(川後田府本線)	30,000	30,000	国60/100	18,000	10,800		1,200	測量設計委託、用地取得費 (財源) ・国庫補助金 18,000 ・道路橋梁事業債 10,800
	社会資本整備総合交付金事業費(貝塚本村線)	22,000	22,000	国60/100	13,200	7,910		890	工事請負費 L=720m、W=5.5m (財源) ・国庫補助金 13,200 ・道路橋梁事業債 7,910

(補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
	社会資本整備総合交付金事業費(橋梁定期点検)	4,000	4,000	国60/100	2,400			1,600	委託料(財源) ・国庫補助金 2,400
	社会資本整備総合交付金事業費(荒尾港海岸堤防)	300,000	300,000	国50/100	150,000	139,500		10,500	地質調査業務委託料、工事請負費L=400m(財源) ・国庫補助金 150,000 ・海岸保全事業債 139,500
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	13,922	13,922	(設計)国1/3 県1/6 市1/6 (工事)国11.5% 県5.75% 市5.75%	10,441			3,481	要緊急安全確認大規模建築物への耐震改修設計補助金、耐震改修工事補助金(財源) ・国庫補助金 6,961 ・県補助金 3,480
	公営住宅ストック総合改善事業費	188,761	188,760	国50/100	94,378	94,300		83	北五反田団地外壁調査・設計委託、工事請負費(桜山団地、八幡台団地等)(財源) ・国庫補助金 94,378 ・公営住宅建設事業債 94,300
	移転費等助成事業費	2,736	2,736	国50/100	1,368			1,368	朝日ヶ丘団地、新生区団地入居者転居補償金(財源) ・国庫補助金 1,368
	新生区団地公営住宅建替事業費	136,042	136,042	国50/100	68,020	68,000		22	工事請負費(財源) ・国庫補助金 68,020 ・公営住宅建設事業債 68,000
	計	912,461	912,460		486,807	397,910		27,744	
10 教育費	中学校施設非構造部材耐震工事費	94,500	94,500	国1/3	31,500	63,000			海陽中・四中のアリーナ・武道場の吊天井撤去及び照明・バスケットゴール・音響設備の固定(財源) ・国庫補助金 31,500 ・防災施設整備事業債 63,000
	中学校プール改築事業費	163,436	163,436	国1/3	54,478	81,700		27,258	三中プール改築及び旧プール解体工事 工事請負費(財源) ・国庫補助金 54,478 ・中学校施設整備事業債 81,700
	万田坑国史跡追加地域用地購入費	46,115	46,115	国8/10	37,420			8,695	手数料、土地鑑定委託料、史跡境界杭設置委託料、看板設置委託料、用地購入費(4,780.11㎡)(財源) ・国庫補助金 36,889 ・県補助金 531
	計	304,051	304,051		123,398	144,700		35,953	
	合計	1,511,265	1,511,214		868,020	546,210		97,035	

(単 独 事 業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	公用車購入・リース費	3,380				3,380	公用車購入費(小型貨物車1台、軽自動車1台)
	庁舎施設改修費	112,464		106,310		6,154	工事監理委託料、解体委託料、ボーリング調査委託料、プレハブ借上料、耐震改修工事費、備品購入費 (財源) ・防災施設整備事業債 106,310
	みどり蒼生館施設改修費	3,905				3,905	空調機改修工事
	荒尾総合文化センター施設改修費	7,245				7,245	大ホールT型埋込みコンセントC型化、小ホール客席床張り替え、多目的ルーム空調設備更新、マイク更新、平台
	熊本県議会議員選挙費	1,167	1,167				備品購入費(選挙システムノートPC×6台) (財源) ・県委託金 1,167
	計	128,161	1,167	106,310		20,684	
3 民生費	総合福祉センター施設改修費	3,348				3,348	キュービクル交換
	計	3,348				3,348	
4 衛生費	保健センター施設改修費	469				469	2階栄養室エアコン設置工事
	斎場施設改修費	4,715				4,715	い号炉主燃炉炉内煉瓦巻替、は号炉再燃炉及び主燃炉バーナー取替
	リレーセンター施設改修費	9,213				9,213	横移動バット交換、ラムシリンダ分解整備及び交換、フィーダバット交換、フィーダシリンダ分解整備及び交換
	松ヶ浦環境センター施設改修費	31,261				31,261	硝化脱窒膜分離装置用膜交換・改造ほか
	計	45,658				45,658	
6 農林水産業費	農漁業生産施設助成金	4,883				4,883	道路、水路
	県営川登地区圃場整備事業負担金	9,450		3,700	5,250	500	県事業負担金 (財源) ・地元負担金 5,250 ・農業基盤整備事業債 3,700
	アサリ漁場造成事業委託料	2,800				2,800	アサリ漁場造成事業委託料
	水産資源回復・基盤整備交付金事業費	1,520	1,520				浚渫委託料 (財源) ・県補助金 1,520
	計	18,653	1,520	3,700	5,250	8,183	
7 商工費	工業団地土地賃貸事業費	22,203			13,081	9,122	用地取得費 (財源) ・土地賃貸料 13,081
	計	22,203			13,081	9,122	

(単 独 事 業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
8 土 木 費	道路施設改修費	5,000				5,000	貝塚本村線側溝改良工事請負費
	道路改良事業費	27,161		11,790		15,371	工事請負費、委託料ほか (財源) ・道路橋梁事業債 11,790
	交通安全施設整備 事業費	10,000				10,000	交通安全対策特別交付金対象事業
	社会資本整備総合 交付金事業費 (荒尾港海岸堤防)	5,000				5,000	単独で行う補助対象外経費
	一般排水路施設改 修費	5,000		5,000			工事請負費 (財源) ・自然災害防止事業債 5,000
	公営住宅ストック総 合改善事業費(単独 分)	8,854				8,854	単独で行う補助対象外経費
	公営住宅管理事業 事務費	1,250				1,250	自動車購入費
計	62,265		16,790		45,475		
9 消 防 費	消防施設新設費	25,581		25,500		81	小型動力ポンプ2台、ポンプ車1台 (財源) ・消防施設整備事業債 25,500
	計	25,581		25,500		81	
10 教 育 費	学校事務センター設 置事業費	1,858				1,858	学校事務センター空調設置工事
	小学校施設非構造 部材耐震工事費	8,706		6,900		1,806	小学校10校の屋内運動場に係る照明・バス ケットゴール・音響設備固定工事 (財源) ・防災施設整備事業債 6,900
	中学校施設非構造 部材耐震工事費	2,500		2,500			三中屋内運動場に係るバスケットゴール・音 響設備固定工事 (財源) ・防災施設整備事業債 2,500
	万田坑世界遺産登 録に伴う集客増対応 事業費	11,772				11,772	旧五中跡臨時駐車場整備工事
	宮崎兄弟の生家施 設茅葺屋根総葺替 工事費	8,227	4,113	3,700		414	宮崎兄弟の生家施設茅葺屋根総葺替 (財源) ・県補助金 4,113 ・社会教育施設整備事業債 3,700
	給食配送車購入費	10,640			2,404	8,236	給食配送車2台購入 (財源) ・長洲町学校給食受託事業費 2,404
計	43,703	4,113	13,100	2,404	24,086		
合 計	349,572	6,800	165,400	20,735	156,637		

(災害復旧事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
11 災 害 復 旧 費	農林災害復旧費	700				700	測量委託料等
	土木災害復旧費	4,000				4,000	測量委託料、工事請負費等
	計	4,700				4,700	
	合 計	4,700				4,700	

特別会計繰出金

(単位:千円)

区 分	金 額	左 の 財 源 内 訳				前年度 (H26)	増減額
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
国民健康保険	658,156	299,112			359,044	545,158	112,998
介護保険 (保険事業勘定)	849,162	10,987			838,175	834,161	15,001
後期高齢者医療	219,329	137,534			81,795	214,000	5,329
計	1,726,647	447,633			1,279,014	1,593,319	133,328

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 329,412 千円

(歳出)

・社会保障施策に要する経費 8,521,172 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名 (目)	経費	事業費の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉費	149,551			22,810	11,454	115,287
	身体障害者福祉費	144,000	72,000			6,507	65,493
	福祉手当費	27,008	20,255			610	6,143
	障害者自立支援給付費	1,267,444	949,321			28,751	289,372
	障害者地域生活支援事業費	38,485	21,148		1,900	1,395	14,042
	児童福祉総務費	531,713	175,285		2,348	32,000	322,080
	児童措置費	2,568,056	1,765,345		227,469	51,988	523,254
	母子福祉費	40,548	25,994			1,315	13,239
	扶助費(生活保護費)	1,651,040	1,252,256			36,040	362,744
小計	6,417,845	4,281,604		254,527	170,060	1,711,654	
社会保険	国民健康保険基盤安定費	398,817	299,112			9,011	90,694
	介護保険給付費	733,861	10,987			65,330	657,544
	後期高齢者医療費	750,625				67,840	682,785
	小計	1,883,303	310,099			142,181	1,431,023
保健衛生	感染症対策費	4,541				410	4,131
	予防費	160,796	784		19,004	12,744	128,264
	救急医療対策費	11,972				1,082	10,890
	保健事業費	42,715	4,690		5,546	2,935	29,544
小計	220,024	5,474		24,550	17,171	172,829	
合計	8,521,172	4,597,177		279,077	329,412	3,315,506	

平成27年度 荒尾市国民健康保険特別会計予算資料

歳入の部

(単位:千円)

款	説明	本年度	前年度	比較	
1 国 民 健 康 保 険 税	一 般	医療給付費現年課税分	716,122	745,716	△ 29,594
		医療給付費滞納繰越分	44,554	38,072	6,482
		後期高齢者支援金現年課税分	238,239	246,406	△ 8,167
		後期高齢者支援金滞納繰越分	13,510	12,957	553
		介護納付金現年課税分	67,356	73,404	△ 6,048
		介護納付金滞納繰越分	5,294	5,102	192
		小計	1,085,075	1,121,657	△ 36,582
	退 職	医療給付費現年課税分	42,919	58,943	△ 16,024
		医療給付費滞納繰越分	1,467	1,209	258
		後期高齢者支援金現年課税分	14,367	19,633	△ 5,266
		後期高齢者支援金滞納繰越分	469	465	4
		介護納付金現年課税分	11,855	16,252	△ 4,397
		介護納付金滞納繰越分	351	321	30
		小計	71,428	96,823	△ 25,395
	計	1,156,503	1,218,480	△ 61,977	
2	使用料及び手数料	1,200	1,200	0	
3 国 庫 支 出 金	療養給 付費等 負担金	療養給付費等負担金	1,000,568	982,173	18,395
		老人保健拠出金負担金	1	1	0
		介護納付金負担金	98,574	111,930	△ 13,356
		後期高齢者医療費支援金負担金	241,511	244,000	△ 2,489
		小計	1,340,654	1,338,104	2,550
	高額医療費共同事業負担金	43,390	41,624	1,766	
	特定健康診査等負担金	10,477	12,176	△ 1,699	
	財 政 調 整 交 付 金	普通調整交付金	588,960	694,188	△ 105,228
		特別調整交付金	172,234	152,802	19,432
		小計	761,194	846,990	△ 85,796
	計	2,155,715	2,238,894	△ 83,179	
4	療養給付費 交付金	372,409	341,924	30,485	
	退職者医療費交付金(現年度)	372,409	341,924	30,485	
	退職者医療費交付金(過年度)	1	1	0	
	計	372,410	341,925	30,485	
5	前期高齢者交付金	2,405,002	2,311,194	93,808	
6 県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金	高額医療費共同事業負担金	43,390	41,624	1,766
		特定健康診査等負担金	10,477	12,176	△ 1,699
	財 政 調 整 交 付 金	普通調整交付金	389,318	389,726	△ 408
		特別調整交付金	21,000	21,000	0
		小計	410,318	410,726	△ 408
	計	464,185	464,526	△ 341	
7 共 同 事 業 交 付 金	高額医療共同事業交付金	178,768	156,992	21,776	
	保険財政共同安定化事業交付金	1,724,516	977,677	746,839	
	計	1,903,284	1,134,669	768,615	
8	財産収入	1	1	0	
9 繰 入	一 般 会 計 繰 入 金	財産運用収入	1	1	0
		保険基盤安定繰入金(支援分)	93,962	44,421	49,541
		保険基盤安定繰入金(軽減分)	304,855	268,159	36,696
		出産育児一時金繰入金	22,400	22,400	0
		事務費繰入金	102,777	98,625	4,152
		財政安定化支援繰入金	127,073	103,683	23,390
	乳幼児医療費(現物給付分)繰入金	7,089	7,870	△ 781	
	計	658,156	545,158	112,998	
10	繰越金	1	1	0	
11 諸 収 入	一 般	延滞金	1,000	1,000	0
		第三者納付金	5,000	5,000	0
		返納金	50	50	0
	退 職	延滞金	100	100	0
		第三者納付金	3,000	3,000	0
		返納金	50	50	0
	雑 入	療養費等軽減特例措置分	300	300	0
		特定健康診査実費徴収金	1,920	1,920	0
		若年者健康診査実費徴収金	60	60	0
		雑入	168,723	180,883	△ 12,160
	計	180,203	192,363	△ 12,160	
	歳入合計	9,296,660	8,448,411	848,249	

歳出の部

(単位：千円)

款	説明		本年度	前年度	比較
1 総務費	一般管理費	職員給与費	61,966	60,894	1,072
		物件費	18,868	15,585	3,283
	小計		80,834	76,479	4,355
	連合会負担金		2,513	2,552	△ 39
	徴税費(賦課徴収費)		5,693	6,682	△ 989
	運営協議会費		704	704	0
	医療費適正化対策事業費		13,033	12,208	825
計		102,777	98,625	4,152	
2 保険給付費	一般	療養給付費	5,017,239	4,815,151	202,088
		療養費	38,324	38,302	22
		高額療養費	747,346	731,133	16,213
		高額介護合算療養費	1,000	1,000	0
		移送費	30	30	0
	小計		5,803,939	5,585,616	218,323
	退職	療養給付費	224,683	265,420	△ 40,737
		療養費	3,195	3,749	△ 554
		高額療養費	34,841	40,517	△ 5,676
		高額介護合算療養費	300	300	0
		移送費	10	10	0
	小計		263,029	309,996	△ 46,967
	審査手数料		14,196	15,864	△ 1,668
	出産育児一時金		33,600	33,600	0
	出産育児一時金手数料		17	17	0
	葬祭費		3,750	3,750	0
計		6,118,531	5,948,843	169,688	
3 後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金		792,489	801,797	△ 9,308
	後期高齢者関係事務費拠出金		54	58	△ 4
	計		792,543	801,855	△ 9,312
4 前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金		360	521	△ 161
	前期高齢者関係事務費拠出金		55	58	△ 3
	計		415	579	△ 164
5 老人保健拠出金	老人保健医療費拠出金		1	1	0
	老人保健事務費拠出金		34	34	0
	計		35	35	0
6 介護納付金			308,045	349,784	△ 41,739
7 共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金		173,562	166,499	7,063
	保険財政共同安定化事業拠出金		1,621,251	899,007	722,244
	その他共同事業事務費拠出金		5	5	0
計		1,794,818	1,065,511	729,307	
8 保健事業費			76,154	79,837	△ 3,683
9 基金積立金			1	1	0
10 公債費			1,000	1,000	0
11 諸支出金	一般	保険税還付金	2,237	2,237	0
		還付加算金	100	100	0
	償還金		1	1	0
	退職	保険税還付金	2	2	0
		還付加算金	1	1	0
計		2,341	2,341	0	
12 予備費			100,000	100,000	0
歳出合計			9,296,660	8,448,411	848,249

平成27年度荒尾市介護保険特別会計予算資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	1,102,960	939,297	163,663
2款 分担金及び負担金	分担金	利用者負担金	2,400	1,230	1,170
3款 使用料及び手数料	手数料	総務手数料	1	1	0
		督促手数料	180	180	0
		計	181	181	0
4款 国庫支出金	国庫負担金	介護給付費負担金	1,055,483	1,047,917	7,566
	国庫補助金	調整交付金	437,585	439,140	△ 1,555
		地域支援事業交付金	42,718	40,394	2,324
		介護保険事業費補助金	1,552	1,654	△ 102
	小計	481,855	481,188	667	
	計	1,537,338	1,529,105	8,233	
5款 支払基金交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金	1,611,033	1,653,100	△ 42,067
		地域支援事業支援交付金	9,357	9,175	182
		計	1,620,390	1,662,275	△ 41,885
6款 県支出金	県負担金	介護給付費負担金	814,467	804,696	9,771
	県補助金	地域支援事業交付金	21,358	20,196	1,162
	計	835,825	824,892	10,933	
7款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	1	1	0
9款 繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	719,211	712,543	6,668
		職員給与費等繰入金	33,433	42,352	△ 8,919
		事務費繰入金	60,510	59,058	1,452
		地域支援事業繰入金	21,358	20,208	1,150
		低所得者保険料軽減繰入金	14,650	0	14,650
	小計	849,162	834,161	15,001	
基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	33,043	137,953	△ 104,910	
	計	882,205	972,114	△ 89,909	
10款 繰越金	繰越金		1	1	0
11款 諸収入	延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	100	100	0
		第1号被保険者加算金	1	1	0
		小計	101	101	0
	雑入	第三者納付金	1	1	0
		返納金	1	1	0
		雑入	143	370	△ 227
	小計	145	372	△ 227	
	計	246	473	△ 227	
歳 入 合 計			5,981,547	5,929,569	51,978

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	60,154	71,615	△ 11,461
		連合会負担金	125	125	0
		小計	60,279	71,740	△ 11,461
	徴収費	賦課徴収費	3,484	3,482	2
	介護認定審査会費	介護認定審査会費	253	253	0
		認定調査等費	37,025	35,696	1,329
		認定審査会共同設置負担金	13,575	14,861	△ 1,286
		小計	50,853	50,810	43
		趣旨普及費	303	303	0
		計画策定委員会費	128	244	△ 116
	計	115,047	126,579	△ 11,532	
2款 保険給付費		介護サービス等諸費	5,088,559	5,054,835	33,724
		介護予防サービス等諸費	366,505	352,543	13,962
		審査支払手数料	8,480	8,075	405
		高額介護サービス等費	106,081	98,373	7,708
		高額医療合算介護サービス等費	15,764	23,605	△ 7,841
		特定入所者介護サービス等費	168,304	162,918	5,386
	計	5,753,693	5,700,349	53,344	
5款 地域支援事業費		介護予防事業費	34,651	32,881	1,770
		包括的支援事業・任意事業費	70,154	59,378	10,776
	計	104,805	92,259	12,546	
6款 基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	1	1	0
7款 公債費	公債費	利子	500	500	0
8款 諸支出金		償還金及び還付加算金	2,501	951	1,550
9款 予備費		予備費	5,000	8,930	△ 3,930
歳 出 合 計			5,981,547	5,929,569	51,978

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 サービス収入	予防給付費収入	介護予防サービス計画費収入	34,116	31,284	2,832
		特例介護予防サービス計画費収入	1	1	0
	計		34,117	31,285	2,832
3款 繰越金	繰越金		1	1	0
4款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	1	1	0
歳 入 合 計			34,119	31,287	2,832

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	施設管理費	一般管理費	2,139	1,595	544
2款 事業費	居宅介護支援事業費	介護予防支援事業費	31,258	28,986	2,272
4款 予備費	予備費		721	705	16
5款 基金積立金	介護サービス事業基金積立金		1	1	0
歳 出 合 計			34,119	31,287	2,832

議第4号資料

平成27年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	369,554	370,808	△ 1,254
	普通徴収保険料	126,684	127,103	△ 419
	計	496,238	497,911	△ 1,673
2 款 使用料及び手数料	督促手数料	84	84	0
4 款 繰入金	事務費繰入金	35,950	34,163	1,787
	保険基盤安定繰入金	183,379	179,837	3,542
	計	219,329	214,000	5,329
5 款 繰越金	繰越金	1	1	0
6 款 諸収入	延滞金	100	100	0
	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
	後期高齢者医療広域 連合受託事業収入	14,869	14,464	405
	滞納処分費	1	1	0
	雑入	5,690	5,984	△ 294
計	22,760	22,649	111	
歳入合計		738,412	734,645	3,767

【歳出】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 総務費	一般管理費	38,073	36,582	1,491
	徴収費	3,082	3,001	81
	計	41,155	39,583	1,572
2 款 後期高齢者医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	679,717	677,848	1,869
3 款 保健事業費	健康診査費	14,440	14,114	326
4 款 諸支出金	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
	計	2,100	2,100	0
5 款 予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		738,412	734,645	3,767

平成27年度荒尾市水道事業会計予算資料

1. 業務量

項目	本年度	前年度		比較増減	備考
	当初予算	当初予算	決算見込		
給水戸数(戸)	22,300	22,200	22,300	100	
年間総配水量(m ³)	5,571,300	5,775,300	5,621,600	△204,000	
1日平均配水量(m ³)	15,222	15,823	15,402	△601	
有収水量(m ³)	5,014,100	5,197,700	5,059,400	△183,600	
有収率(%)	90.0	90.0	90.0	0.0	

2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収 入					支 出				
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1. 営業収益	793,464	822,620	801,264	△29,156	1. 営業費用	877,962	874,724	864,813	3,238
①給水収益	790,911	819,887	798,714	△28,976	①職員給与費	95,137	107,399	103,677	△12,262
②受託工事収益	2	2	0	0	②動力費	57,410	58,613	55,720	△1,203
③その他営業収益	2,551	2,731	2,550	△180	③修繕費	68,413	63,812	63,812	4,601
2. 営業外収益	273,470	267,962	267,322	5,508	④委託料	212,340	212,612	210,066	△272
①受取利息	120	870	905	△750	⑤受水費	12,849	17,370	10,261	△4,521
②他会計補助金	55,551	57,171	57,171	△1,620	⑥減価償却費	361,903	348,151	356,139	13,752
③長期前受金戻入	193,286	191,628	190,953	1,658	⑦その他	69,910	66,767	65,138	3,143
④雑収益	24,513	18,293	18,293	6,220	2. 営業外費用	94,496	105,738	105,240	△11,242
3. 特別利益	2	2	0	0	①支払利息	84,496	87,840	87,839	△3,344
					②消費税及び地方消費税	10,000	17,898	17,401	△7,898
					3. 特別損失	2	18,887	18,885	△18,885
					4. 予備費	2,000	2,000	0	0
計	1,066,936	1,090,584	1,068,586	△23,648	計	974,460	1,001,349	988,938	△26,889

*収入総額1,066,936千円、支出総額974,460千円、収支差引92,476千円

*前年度繰越利益剰余金125,614千円 その他未処分利益剰余金変動額233,869千円 当年度未処分利益剰余金417,510千円

*対前年度比 収入2.2%減、支出2.7%減

3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収 入					支 出				
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1. 企業債	166,600	52,000	52,000	114,600	1. 建設改良費	484,885	366,011	363,438	118,874
2. 工事負担金	20,500	20,440	22,180	60	2. 企業債償還金	212,263	206,768	206,768	5,495
3. 他会計負担金	3,500	5,600	5,600	△2,100	3. 予備費	3,000	3,000	0	0
4. 補助金	173,672	144,893	144,893	28,779					
5. 固定資産売却代金	1	1	0	0					
6. 長期貸付金返還金	0	100,000	100,000	△100,000					
計	364,273	322,934	324,673	41,339	計	700,148	575,779	570,206	124,369

*収入総額364,273千円、支出総額700,148千円、収支差引△335,875千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額335,875千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,582千円、過年度分損益勘定留保資金21,812千円、当年度分損益勘定留保資金171,417千円及び建設改良積立金122,064千円で補填するものとする。

*建設改良費の主なもの

閉山炭鉱水道施設 配水管布設工事
 牛水上踏切配水管布設工事
 八幡台地区配水管布設工事

閉山炭鉱水道施設 共同給水栓設置工事
 荒尾地区配水管布設工事
 野原地区配水管布設工事

金山地区配水管布設工事
 宮内地区配水管布設工事
 中央屋外制御盤更新工事

議第6号資料

平成27年度荒尾市下水道事業会計予算資料

1. 業務量

項目	本年度	前年度		比較増減	備考
	当初予算	当初予算	決算見込		
接続戸数(戸)	14,800	14,800	14,700	0	
年間総排水量(m ³)	4,398,250	4,510,956	4,390,740	△ 112,706	
一日平均処理水量(m ³)	12,050	12,359	12,029	△ 309	
主要な建設改良事業(千円)	450,000	305,200	255,102	144,800	

2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出					
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1.営業収益	852,662	870,033	840,744	△ 17,371	1.営業費用	1,070,326	1,020,456	1,025,548	49,870
①下水道使用料	762,000	778,068	751,000	△ 16,068	①職員給与費	56,723	57,449	56,700	△ 726
②他会計負担金	90,587	91,890	89,669	△ 1,303	②光熱水費	25,358	18,515	18,515	6,843
③その他営業収益	75	75	75	0	③修繕費	45,559	34,548	34,569	11,011
2.営業外収益	496,221	539,416	512,420	△ 43,195	④委託料	318,506	297,548	297,548	20,958
①受取利息	1	1	1	0	⑤減価償却費	608,632	595,476	602,213	13,156
②他会計補助金	228,078	276,123	249,127	△ 48,045	⑥その他	15,548	16,920	16,003	△ 1,372
③長期前受金戻入	268,139	263,292	263,292	4,847	2.営業外費用	175,896	187,130	184,713	△ 11,234
④雑収益	3	0	17	3	①支払利息	165,813	174,906	170,906	△ 9,093
					②消費税及び地方消費税	10,083	12,224	13,807	△ 2,141
					3.特別損失	0	63,432	63,432	△ 63,432
計	1,348,883	1,409,449	1,353,164	△ 60,566	計	1,246,222	1,271,018	1,273,693	△ 24,796

※収入総額 1,348,883千円、支出総額 1,246,222千円、収支差引 102,661千円

※対前年度比 収入4.3%減 支出2.0%減

3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出					
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1.企業債	391,500	283,000	293,200	108,500	1.建設改良費	580,660	461,890	387,457	118,770
2.補助金	217,283	203,676	175,076	13,607	2.借入償還金	556,805	555,322	555,322	1,483
3.受益者負担金	18,784	19,518	16,700	△ 734					
計	627,567	506,194	484,976	121,373	計	1,137,465	1,017,212	942,779	120,253

※収入総額 627,567千円、支出総額 1,137,465千円、収支差引 △509,898千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額509,898千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,349千円及び当年度分損益勘定留保資金340,493千円で補填し、なお不足する額148,056千円は一時借入金で措置するものとする。

※建設改良費の主なもの

- ・牛水地区污水管渠布設工事
- ・増永地区污水管渠布設工事
- ・荒尾市浄水センター汚泥脱水設備(機械・電気)改築更新工事
- ・平山地区污水管渠布設工事
- ・蔵満地区污水管渠布設工事

平成27年度荒尾市病院事業会計予算

1. 収益的収入及び支出

【収入】

【支出】

(単位:千円)

科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 病院事業収益	6,258,782	6,074,556	184,226	1 病院事業費用	5,948,770	7,220,078	△ 1,271,308
1 医業収益	5,703,472	5,617,651	85,821	1 医業費用	5,875,726	5,705,433	170,293
入院収益	3,887,881	3,877,057	10,824	給与	3,539,035	3,348,534	190,501
外来収益	1,460,845	1,369,561	91,284	給与・賃金・報酬	2,638,764	2,517,761	121,003
その他医業収益	370,793	384,150	△ 13,357	法定福利費等其他給与費	900,271	830,773	69,498
(215,912)	(226,815)	(△10,903)		材料費	1,237,312	1,209,141	28,171
保険等査定減	△ 16,047	△ 13,117	△ 2,930	薬品費	765,407	704,996	60,411
2 医業外収益	343,731	239,936	103,795	診療材料費	465,548	495,017	△ 29,469
他会計補助金	126,260	104,097	22,163	医療消耗備品費	6,357	9,128	△ 2,771
(126,260)	(104,097)	(22,163)		経費	787,539	816,676	△ 29,137
資本費繰入収益	60,616		60,616	光熱水費	87,218	82,902	4,316
(60,616)		(60,616)		修繕費	70,000	60,000	10,000
他会計負担金	99,687	83,284	16,403	賃借料	58,324	50,073	8,251
(99,687)	(83,284)	(16,403)		委託料	445,265	501,466	△ 56,201
その他医業外収益	57,168	52,555	4,613	その他経費	126,732	122,235	4,497
3 特別利益	211,579	216,969	△ 5,390	減価償却費	284,700	302,000	△ 17,300
(200,000)	(200,000)	(0)		資産減耗費	10,000	11,000	△ 1,000
収益的収入合計	6,258,782	6,074,556	184,226	研究研修費	17,140	18,082	△ 942
(702,475)	(614,196)	(88,279)		2 医業外費用	49,044	61,544	△ 12,500
				支払利息	24,000	29,750	△ 5,750
				その他医業外費用	25,044	31,794	△ 6,750
				3 特別損失	14,000	1,443,101	△ 1,429,101
				4 予備費	10,000	10,000	0
				収益的支出合計	5,948,770	7,220,078	△ 1,271,308

()は、繰入金

◇患者見込数

- 入院 86,376 人(236人×366日)
- 外来 87,480 人(360人×243日)

◇1日1人当たり収益

- 入院 45,011 円
- 外来 16,699 円

2. 資本的収入及び支出

【収入】

【支出】

科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 資本的収入	87,980	263,342	△ 175,362	1 資本的支出	593,034	725,856	△ 132,822
1 企業債	80,428	167,650	△ 87,222	1 建設改良費	90,432	177,654	△ 87,222
医療機器整備事業債	80,428	167,650	△ 87,222	土地購入費	1	1	0
				建物建設改良費	1	1	0
2 固定資産売却代金	5,390	5,390	0	器械備品購入費	90,428	177,650	△ 87,222
3 補助金	2,160	0	2,160	その他改良費	2	2	0
4 他会計負担金	1	1	0	2 企業債償還金	483,000	525,000	△ 42,000
5 他会計出資金	1	88,141	△ 88,140	3 医学生奨学資金貸付金	9,600	7,200	2,400
		(88,141)	(△88,141)	4 看護学生奨学資金貸付金	10,000	6,000	4,000
6 長期前受金	0	2,160	△ 2,160	5 電話加入権	1	1	0
				6 投資	1	1	0
				7 開発費	0	10,000	△ 10,000
				8 退職給与金	-	-	-
(繰入金合計)	(702,475)	(702,337)	(138)	9 予備費	0	0	0

参考・・・平成26年度予算

	収入	支出	差引収支		収入	支出	差引収支
1. 収益的収支	6,258,782	5,948,770	310,012	1. 収益的収支	6,074,556	7,220,078	△ 1,145,522
2. 資本的収支	87,980	593,034	△ 505,054	2. 資本的収支	263,342	725,856	△ 462,514
	6,346,762	6,541,804	△ 195,042		6,337,898	7,945,934	△ 1,608,036

子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）及び特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）の利用者負担については、国が政令で定める額を上限として各市町村において定めている。保育所における保育料は、これまでどおり市町村が徴収を行うが、それ以外の施設・事業の利用者負担額については、それぞれの施設・事業者が徴収する。

現在の利用者負担の仕組み

施設区分	利用者負担額の決定	利用者負担の徴収
保育所	市町村が決定	市町村が徴収
幼稚園	施設が決定	施設が徴収
認定こども園	認可保育所部分は市町村が決定 それ以外は施設が決定	



新制度における利用者負担の仕組み

施設区分	利用者負担額の決定	利用者負担の徴収
保育所	市町村が決定※	市町村が徴収
幼稚園		施設・事業者が徴収
認定こども園		
特定地域型保育事業 (家庭的保育事業等)		

※ 新制度に移行しない幼稚園については、現行どおり施設が決定する。

教育標準時間認定の子どもに係る利用者負担の基準について（別表第1関係）

国基準案は、全国の私立幼稚園の保育料等の平均額 25,700 円を基準額とし、基準額から階層ごとに幼稚園就園奨励費による助成額を控除したものを利用者負担額として設定している。市基準案では、国基準から引き下げを行い、市内における私立幼稚園の保育料等の平均額 19,500 円を基準額とし、国基準と同様に幼稚園就園奨励費による助成額を控除した額を利用者負担額としている。

教育標準時間認定の利用者負担基準表(国基準案)

階層区分		利用者負担額(月額)
1	生活保護世帯等	0
2	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税の世帯を含む。)	3,000
3	市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下	16,100
4	市町村民税所得割課税世帯 77,101円以上211,200円以下	20,500
5	市町村民税所得割課税世帯 211,201円以上	25,700

教育標準時間認定の利用者負担基準表(市基準案)

階層区分		利用者負担額(月額)
A	生活保護世帯等	0
B	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税の世帯を含む。)	0
C	市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下	9,900
D	市町村民税所得割課税世帯 77,101円以上211,200円以下	14,400
E	市町村民税所得割課税世帯 211,201円以上	19,500

保育認定の子どもに係る利用者負担の基準について（別表第2関係）

保育認定の利用者負担額は、現行の保育料と異なり、市町村民税のみによる算定となり、標準時間認定と短時間認定の項目を新たに設けている。また、利用者の経済的負担の軽減を図るため、階層ごとの基準額は現行と比較して1,300円～6,500円の引き下げを行っている。

平成26年度荒尾市保育所徴収金額表（現行の市基準）

階層区分		利用者負担額(月額)			
区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護世帯等	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	8,000	6,000	6,000	
C1	均等割の額のみ	16,000	13,000	13,000	
C2	所得割課税世帯	18,500	15,500	15,500	
D1	所得税 課税世帯	23,000	20,000	19,000	
D2		12,000円未満	27,000	24,000	23,000
D3		12,000円以上 22,000円未満	30,000	27,000	26,000
D4		22,000円以上 40,000円未満	35,500	29,500	27,500
D5		40,000円以上 51,000円未満	39,500	34,500	29,500
D6		51,000円以上 72,000円未満	41,000	36,000	31,000
D7		72,000円以上 103,000円未満	42,000	37,000	32,000
D8		103,000円以上 183,000円未満	43,500	38,000	33,000
D9		183,000円以上 413,000円未満	45,000	39,000	34,000
D10		413,000円以上 734,000円未満	48,000	42,000	37,000

保育認定の利用者負担額表(市基準案)

階層区分		利用者負担額(月額)			
区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護世帯等	0	0	0	
		0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	6,500	4,700	4,700	
C	均等割の額のみ	6,500	4,700	4,700	
		13,400	10,400	10,400	
D1	市町村民 税所得割 課税世帯	13,200	10,300	10,300	
		48,600円未満	16,100	13,100	13,100
D2		48,600円以上 63,900円未満	15,900	12,900	12,900
D3		63,900円以上 75,900円未満	19,900	17,700	16,700
D4		75,900円以上 97,000円未満	19,600	17,400	16,500
		63,900円以上 75,900円未満	22,400	20,700	19,700
		75,900円以上 97,000円未満	22,100	20,400	19,400
		97,000円以上 110,700円未満	25,400	23,700	22,700
		110,700円以上 138,900円未満	25,000	23,300	22,400
		138,900円以上 169,000円未満	30,900	26,200	25,100
		169,000円以上 220,800円未満	30,400	25,800	24,700
D5	市町村民 税所得割 課税世帯	35,400	29,200	26,600	
D6		110,700円以上 138,900円未満	34,800	28,800	26,200
D7		138,900円以上 169,000円未満	37,200	30,700	27,800
D8		169,000円以上 220,800円未満	36,600	30,200	27,400
		220,800円以上 301,000円未満	38,500	32,000	28,000
		301,000円以上 397,000円未満	37,900	31,500	27,600
		397,000円以上 485,800円未満	40,200	32,200	29,500
		485,800円以上 599,000円未満	40,200	31,700	29,000
		599,000円以上 734,000円未満	43,500	34,000	32,000
		734,000円以上	42,800	33,500	31,500
D11	734,000円以上	46,500	35,500	33,600	
		45,800	34,900	33,100	

※各階層の上段が保育標準時間認定、下段が保育短時間認定の利用者負担額

基準条例等の制定について

1 条例制定の経緯

平成25年6月14日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、介護保険法の改正が行われ、国が法律、省令等で全国一律に定めている地域包括支援センターの人員運営基準及び指定介護予防支援等の事業の人員運営基準等について、市の条例で定めることとされました。

2 制定する条例について

荒尾市では、以下の2つの条例を制定します。

- (1) 荒尾市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

3 条例制定に当たっての国の基準

国から示された次の3つの基準の区分に従い条例を制定します。

基準名	基準内容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

4 制定内容について

荒尾市では、現行の国基準で適切な設備整備・事業運営がなされていると判断するため、条例制定に当たっては、現行の国基準と同じ内容とします。

ただし、荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部の項目については、現在の事業運営状況を踏まえ、現行の国基準と異なる基準を設けます。

従うべき基準 事故発生時の対応

サービス提供時の事故報告について、国の基準では、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないとなっていますが、事故報告書として、市へ提出させるのが望ましいことから、事故報告書の提出も事業者には義務づけるよう条例に規定します。

対照表

現行基準厚生労働省令	条例案
(事故発生時の対応) 第26条 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	(事故発生時の対応) 第28条 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、市に報告しなければならない。

荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定に当たって、国が示した条項ごとの基準

条 項		基準
第1章 総則		
第1条	趣旨	—
第2条	指定介護予防支援事業者の指定に係る事業者の要件	従う
第3条	基本方針	参酌
第2章 人員に関する基準		
第4条	従業者の員数	従う
第5条	管理者	〃
第3章 運営に関する基準		
第6条	内容及び手続の説明及び同意	従、参
第7条	提供拒否の禁止	従う
第8条	サービス提供困難時の対応	参酌
第9条	受給資格等の確認	〃
第10条	要支援認定の申請に係る援助	〃
第11条	身分を証する書類の携行	〃
第12条	利用料等の受領	〃
第13条	保険給付の請求のための証明書の交付	〃
第14条	指定介護予防支援の業務の委託	〃
第15条	法定代理受領サービスに係る報告	〃

第16条	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	〃
第17条	利用者に関する市への通知	〃
第18条	管理者の責務	〃
第19条	運営規程	〃
第20条	勤務体制の確保	〃
第21条	設備及び備品等	〃
第22条	従業者の健康管理	〃
第23条	掲示	〃
第24条	秘密保持	従う
第25条	広告	参酌
第26条	介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等	〃
第27条	苦情処理	〃
第28条	事故発生時の対応	従う
第29条	会計の区分	参酌
第30条	記録の整備	〃
第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
第31条	指定介護予防支援の基本取扱方針	参酌
第32条	指定介護予防支援の具体的取扱方針	〃
第33条	介護予防支援の提供に当たっての留意点	〃
第5章 基準該当介護予防支援に関する基準		
第34条	準用	参酌

現 行		改 正 後	
除く。)			
77,600円			
備考 略			備考 略

第4条 荒尾市長等の給与等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後																																										
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の受ける給与等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料は、次の区分により支給する。</p> <p>市長 月額 886,000円</p> <p>副市長 月額 678,000円</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の受ける給与等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 886,000円</p> <p>(2) 副市長 678,000円</p> <p>(3) 教育長 590,000円</p>																																										
別表（第3条の2関係）	別表（第3条の2関係）																																										
<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>鉄道賃</td> <td>船賃</td> <td>航空賃</td> <td>車賃1日につき</td> <td>宿泊料1夜につき</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃1日につき	宿泊料1夜につき	市長	略	略	略	略	略	副市長	略	略	略	略	略	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>鉄道賃</td> <td>船賃</td> <td>航空賃</td> <td>車賃1日につき</td> <td>宿泊料1夜につき</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃1日につき	宿泊料1夜につき	市長	略	略	略	略	略	副市長	略	略	略	略	略	教育長	略	略	略	略	略
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃1日につき	宿泊料1夜につき																																						
市長	略	略	略	略	略																																						
副市長	略	略	略	略	略																																						
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃1日につき	宿泊料1夜につき																																						
市長	略	略	略	略	略																																						
副市長	略	略	略	略	略																																						
教育長	略	略	略	略	略																																						

第5条 荒尾市長及び副市長退職手当支給条例の一部改正

現 行	改 正 後
荒尾市長及び副市長退職手当支給条例	荒尾市長等退職手当支給条例
(目的)	(目的)
第1条 この条例は、本市の市長及び副市長の退職手当の支給に關し、必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、本市の市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の退職手当の支給に關し、必要な事項を定めることを目

現 行	改 正 後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 市長又は副市長が退職（任期満了の場合を含む。）又は死亡したときは、その者又は遺族に退職手当を支給する。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 市長又は副市長の退職手当の額は、退職又は死亡した日におけるその者の給料月額に、それぞれ次に定める割合及び在職期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>市長 在職期間1月につき $\frac{100}{100}$分の40</p> <p>副市長 在職期間1月につき $\frac{100}{100}$分の25</p>	<p>的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 市長等が退職（任期満了の場合を含む。以下同じ。）し、又は死亡したときは、その者又はその遺族に退職手当を支給する。</p> <p>(退職手当の額)</p> <p>第3条 市長等の退職手当の額は、退職し、又は死亡した日におけるその者の給料月額に、それぞれ次に定める割合及び在職期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 市長 $\frac{100}{100}$分の40</p> <p>(2) 副市長 $\frac{100}{100}$分の25</p> <p>(3) 教育長 $\frac{100}{100}$分の15</p>
<p>(退職手当の加算)</p> <p>第4条 市長又は副市長が公務上の傷病又は死亡により退職したときは、前条の規定により計算して得た退職手当の額に、同条の規定により計算して得た額に100分の20を乗じて得た額を加算して支給する。</p> <p>(在職期間の計算)</p> <p>第5条 第3条に規定する在職期間の計算は、その者の当選又は選任の日から、退職又は死亡の日の属する月まで通算して得た月数とする。ただし、その月数が48月を超えるときは、48月とする。</p>	<p>(退職手当の加算)</p> <p>第4条 市長等が公務上の傷病又は死亡により退職したときは、前条の規定により計算して得た退職手当の額に、同条の規定により計算して得た額に100分の20を乗じて得た額を加算して支給する。</p> <p>(在職期間の月数の計算)</p> <p>第5条 第3条の在職期間の月数は、その者が就任し、選任され、又は任命された日の属する月から、退職又は死亡の日の属する月まで通算して得た月数とする。ただし、その月数が48月を超えるときは、48月とする。</p>
<p>(退職手当の算定の特例)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者を含む。）又は都道府県の公務員（以下この条において「国家公務員等」という。）として在職した後、引き続き副市長となった者に係る退職手当の算定については、一般職の例による。この場合、その者の退職手当の額は、当該副市長の退職の日において、その者が引き続き国家公務員等として在職していたとした場合におけることとなる俸給月額又は給料月額を当該退職の日における俸給月額</p>	<p>(退職手当の算定の特例)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者を含む。）又は都道府県の公務員（以下この条において「国家公務員等」という。）として在職した後、引き続き副市長又は教育長となった者に係る退職手当の算定については、一般職の例による。この場合において、その者の退職手当の額は、当該副市長又は教育長の退職の日において、その者が引き続き国家公務員等として在職していたとした場合におけることとなる俸給月額又は給料月額を当該退職</p>

現 行	改 正 後
<p>又は給料月額として、当該国家公務員等に対する退職手当に関する規定により算定した額とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、市長及び副市長の退職手当の支給方法、支給制限その他支給に関し必要な事項は、荒尾市職員退職手当支給条例(昭和25年条例第10号)の規定の例による。この場合において、同条例第10条第2号に規定する退職手当管理機関は、市長とする。</p>	<p>の日における俸給月額又は給料月額として、当該国家公務員等に対する退職手当に関する規定により算定した額とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法、支給制限その他支給に関し必要な事項は、荒尾市職員退職手当支給条例(昭和25年条例第10号)の規定の例による。この場合において、同条例第10条第2号に規定する退職手当管理機関は、市長とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は適用せず、この条例による廃止又は改正前のそれぞれの条例の規定は、なおその効力を有する。

荒尾市部設置条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
<p>第1条 荒尾市部設置条例の一部改正</p> <p>別表 (第3条関係) 総務部 (1)～(14) 略 (15) 略 市民環境部 (1)～(7) 略 保健福祉部 (1)～(10) 略 <u>(11) 人権に関すること。</u> <u>(12) 男女共同参画に関すること。</u> 建設経済部 (1)～(12) 略</p>	<p>別表 (第3条関係) 総務部 (1)～(14) 略 (15) <u>人権に関すること。</u> (16) <u>男女共同参画に関すること。</u> (17) 略 市民環境部 (1)～(7) 略 保健福祉部 (1)～(10) 略 削る。 削る。 建設経済部 (1)～(12) 略</p>			
<p>第2条 荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例の一部改正</p> <p>(庶務) 第28条 審議会の庶務は、保健福祉部人権啓発課において処理する。</p>	<p>現</p> <p>(庶務) 第28条 審議会の庶務は、保健福祉部人権啓発課において処理する。</p>			
<p>第3条 荒尾市娯楽・レクリエーション地区建築条例の一部改正</p> <p>(庶務) 第11条 審議会の庶務は、建設経済部土木課において処理する。</p>	<p>現</p> <p>(庶務) 第11条 審議会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。</p>			

第4条 荒尾市都市計画審議会条例の一部改正

現	行	改	正	後
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>建設経済部土木課</u> において処理する。		(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>建設経済部都市計画課</u> において処理する。		

第5条 荒尾市住居表示審議会条例の一部改正

現	行	改	正	後
(庶務) 第10条 審議会の庶務は <u>建設経済部土木課</u> において行う。		(庶務) 第10条 審議会の庶務は、 <u>建設経済部都市計画課</u> において行う。		

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

荒尾市行政手続条例の一部改正について

1 行政手続法と荒尾市行政手続条例の適用範囲のイメージ

処分		行政指導
法律等	条例又は規則等	
行政手続法	行政手続条例	

※ 地方公共団体の機関がする処分及び行政指導については、法律等に基づく処分のみが行政手続法の適用対象となるため、同法の趣旨にのっとり、その他の処分及び行政指導に係る次の規定を行政手続条例に追加する必要がある。

2 荒尾市行政手続条例に追加する規定

(1) 行政指導の方式（第33条第2項）

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠条項等を示さなければならない。

(2) 行政指導の中止等の求め（第34条の2）

「行政指導の中止等の求め」は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠や要件が法律又は条例に規定されているものについては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方からの申出により当該行政指導をした市の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律又は条例の規定に違反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずる。

(3) 処分等の求め（第34条の3）

「処分等の求め」は、処分をする権限を有する市長等又は行政指導をする権限を有する市の機関が、法令に違反する事実を知る者からの申出により必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分又は行政指導を行う。

荒尾市行政手続条例の一部を改正する条例 新旧対照表

	現 行	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</p> <p><u>第4章 行政指導 (第30条—第34条の2)</u></p> <p>第4章の2 処分等の求め (第34条の3)</p> <p>第5章 届出 (第35条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</p> <p><u>第4章 行政指導 (第30条—第34条)</u></p> <p>第5章 届出 (第35条)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条—第4条)</p> <p>第2章 申請に対する処分 (第5条—第11条)</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則 (第12条—第14条)</p> <p>第2節 聴聞 (第15条—第26条)</p> <p>第3節 弁明の機会の付与 (第27条—第29条)</p> <p><u>第4章 行政指導 (第30条—第34条の2)</u></p> <p>第4章の2 処分等の求め (第34条の3)</p> <p>第5章 届出 (第35条)</p> <p>附則</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 相反する利害を有する者間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分 (その双方を名宛人とするものに限る。) 及び行政指導</p> <p>(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは<u>条例上</u>直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等を<u>する権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さな</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 相反する利害を有する者間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分 (その双方を名宛人とするものに限る。) 及び行政指導</p> <p>(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>かかわる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは<u>条例上</u>直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 相反する利害を有する者間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分 (その双方を名宛人とするものに限る。) 及び行政指導</p> <p>(6) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律若しくは<u>条例上</u>直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(行政指導の方式)</p> <p>第33条 略</p> <p>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等を<u>する権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さな</u></p>

現 行	改 正 後
<p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しななければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>ければならない。</p> <p>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</p> <p>(2) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</p> <p>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しななければならない。</p> <p>4 略</p>
	<p>(行政指導の中止等の求め)</p> <p>第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び熊本県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の規定により市が処理することとされた事務について規定する熊本県の条例（以下「熊本県の条例」という。）又は市の条例に置かれていたものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律、熊本県の条例又は市の条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 当該行政指導の内容</p> <p>(3) 当該行政指導がその根拠とする法律、熊本県の条例又は市の条例の条項</p> <p>(4) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと認める理由</p> <p>(6) その他参考となる事項</p>

現 行	改 正 後
	<p>3 <u>当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律、熊本県の条例又は市の条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>第4章の2 処分等の求め</u></p> <p><u>第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律、熊本県の条例又は市の条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</u></p> <p>(2) <u>法令に違反する事実の内容</u></p> <p>(3) <u>当該処分又は行政指導の内容</u></p> <p>(4) <u>当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項</u></p> <p>(5) <u>当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</u></p> <p>(6) <u>その他参考となる事項</u></p> <p>3 <u>当該市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(荒尾市税条例の一部改正)
- 2 荒尾市税条例(昭和29年条例第26号)の一部を次のように改正する。
第5条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

荒尾市介護保険条例の一部改正について(概要)

1 介護保険料の改定

介護保険制度は3年ごとに制度改正が行われ、各期ごとに介護保険料をはじめとして各事業内容を定めた介護保険事業計画を見直すこととされており、平成27年度から平成29年度までは第6期計画となります。計画を見直す際、各市町村は、介護給付費の増大等を勘案し、介護保険料基準額を決定することとなります。

なお、介護給付費の半分は、被保険者が支払う介護保険料で賄われており、第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は介護給付費全体の22パーセントを賄うことになっています。

今回の条例改正により介護保険料は、第5期介護保険料及び第6期介護保険料比較表の表2のとおりとなります。

2 新しい総合事業等の地域支援事業化

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)の制定により介護保険法が改正され、平成27年4月から次の事業を介護保険法に定める地域支援事業として実施する必要があります。

- ①新しい総合事業関連
- ②在宅医療・介護連携推進関連
- ③日常生活支援・介護予防体制整備促進関連
- ④認知症総合関連支援

これらの事業を平成27年4月から開始できない場合、実施猶予に関する規定を条例に設ける必要があるため、今回の条例改正で規定を設けることとします。

第5期介護保険料及び第6期介護保険料比較表

【表1】 第5期介護保険料（平成24年度～平成26年度）

段階	対象	保険料率	保険料額 (年)	(単位:円)	
				保険料額 (月)	保険料率
1	生活保護受給者 高齢福祉年金受給者	0.5	29,400	2,450	
2	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.62	36,360	3,030	
3	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.72	42,240	3,520	
4	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.75	44,040	3,670	
5	本人が市民税非課税	0.9	52,920	4,410	
6	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	1	58,800	4,900	
7	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.2	70,560	5,880	
8	前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.25	73,440	6,120	
9	前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.5	88,200	7,350	



【表2】 第6期介護保険料（平成27年度～平成29年度）

段階	対象	保険料率	保険料額 (年)	(単位:円)	
				保険料額 (月)	保険料率
1	生活保護受給者 高齢福祉年金受給者	0.5 (0.45)	34,800 (31,320)	2,900 (2,610)	
2	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.75	52,200	4,350	
3	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.75	52,200	4,350	
4	本人が市民税非課税	0.9	62,640	5,220	
5	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1	69,600	5,800	
6	前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	83,520	6,960	
7	前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.3	90,480	7,540	
8	前年の合計所得金額が190万円以上の290万円未満の方	1.5	104,400	8,700	
9	前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.7	118,320	9,860	

※第1段階の()書き内の数字は公費投入による軽減制度適用後の保険料率及び保険料額
...ただし、適用は平成27年度及び平成28年度

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> <p>第39条第1項第1号に掲げる者 29,400円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 36,360円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 44,040円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,800円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 70,560円</p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 73,440円</p> <p>(7) 前各号のいずれにも該当しない者 88,200円</p> <p>2 令第39条第1項第5号イの規定に基づき市が定める額は、125万円とする。</p> <p>3 令第39条第1項第6号イの規定に基づき市が定める額は、200万円とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> <p>第38条第1項第1号に掲げる者 34,800円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 52,200円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,200円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 62,640円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 69,600円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 83,520円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 90,480円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 104,400円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 118,320円</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。</p> <p>削る。</p>
<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の</p>	<p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と</p>

現 行	改 正 後
<p>額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかにかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第8号までのいずれかにかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>
	<p>附 則</p> <p>(医療介護総合確保推進法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p>第7条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、医療介護総合確保推進法第5条の規定（医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の法（以下この条において「新法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。</p> <p>2 医療介護総合確保推進法附則第14条第4項の規定に基づき、新法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の荒尾市介護保険条例第2条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の荒尾市介護保険条例第2条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

荒尾市防災会議条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>	<p>(所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(3) 略</p> <p>(4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項に規定する水防計画を調査審議すること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(荒尾市水防協議会条例の廃止)
- 2 荒尾市水防協議会条例(昭和29年条例第40号)は、廃止する。

荒尾市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表 (第9条関係)		別表 (第9条関係)	
区分 室名	1時間につき	区分 室名	1時間につき
研修室A	180円	研修室A	180円
研修室B	140円	研修室B	140円
研修室C	390円	研修室C	390円
和室	240円	和室	240円
視聴覚室	370円	視聴覚室	370円
体育室	520円	体育室	520円
調理室	340円	調理室	340円
ロビー	620円	ロビー	620円
冷暖房費 (コイソ式冷暖房機器 の使用1時間につき)	100円	冷暖房費 (コイソ式冷暖房機器 の使用1時間につき)	100円

備考 略

附 則
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

荒尾市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外) 第11条の3 第8条から第10条までの規定は、前条に定める職員には適用しない。</p>	<p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外) 第11条の3 第8条及び第9条の規定は、前条に定める職員には適用しない。</p>
<p>(再任用職員等についての適用除外) 第17条 第4条、第5条、第5条の4、第6条の2及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に關する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用されたり採用された職員には適用しない。</p>	<p>(再任用職員等についての適用除外) 第17条 第4条、第5条、第5条の4及び第14条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に關する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員には適用しない。 2 第6条の2の規定は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に關する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議会費	市議会映像配信事業費	△ 3,152				△ 3,152	□不用額による減 ・委託料 △243 ・備品購入費 △2,909 (現計予算 3,152)
	1 款計	△ 3,152				△ 3,152	
2 総務費	総務課人件費	164,176			37,589	126,587	□退職者数増による ・退職手当(当初10人→補正後17人) 164,176 (財源) ・企業会計負担金 37,589
	庁舎施設改修費			200		△ 200	□地方債の充実に伴う財源調整(財源) ・防災施設整備事業債 200
	基金費(政策企画課)	986				986	□前年度運用益金及びふるさと応援寄附金の積立て ・文化振興基金積立金 26 ・ふるさと創生基金積立金 53 ・ふるさと応援基金積立金 907
	基金費(財政課)	165,234				165,234	□運用益金等の積立て(前年度運用益金) ・財政調整基金積立金 4,436 ・減債基金積立金 179 ・職員退職手当基金積立金 467 ・土地開発基金積立金 130 ・地域活性化基金積立金 22 (前年度決算剰余金処分) ・財政調整基金積立金 160,000
	基金費(くらしいきいき課)	12				12	□前年度運用益金の積立て ・安心安全まちづくり推進基金積立金 12
	地方バス対策費	△ 7,000				△ 7,000	□バス路線欠損補助金の減額による ・補助金 △7,000 (現計予算 57,511)
	市民応援事業費			55			△ 55
	まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費	7,000	7,000				□地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した総合戦略策定 ・非常勤職員報酬 1,780 ・費用弁償 620 ・普通旅費 449 ・印刷製本費 1,000 ・委託料 3,071 ・会場借上料 80 (財源) ・国庫補助金 7,000

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	空き家バンク事業費	3,390	3,390				<input type="checkbox"/> 地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した空き家情報の整理及び発信 ・健康労働保険料 224 ・臨時職員賃金 1,490 ・普通旅費 50 ・印刷製本費 200 ・委託料 1,426 (財源) ・国庫補助金 3,390
	2 款計	333,798	10,445	200	37,589	285,564	
3 民 生 費	国民健康保険特別会計繰出金	43,646	15,192			28,454	<input type="checkbox"/> 特別会計の決算見込み等による補正に伴う ・国民健康保険特別会計繰出金 43,646 (財源) ・国庫負担金 3,570 ・県負担金 11,622
	介護保険特別会計繰出金	△ 86				△ 86	<input type="checkbox"/> 特別会計の決算見込み等による補正に伴う ・介護保険特別会計(保険事業勘定)繰出金 △86 (現計予算 832,445)
	基金費(福祉課)	38				38	<input type="checkbox"/> 前年度運用益金の積立て ・社会福祉振興基金積立金 38
	住宅支援給付事業費	△ 6,521	△ 6,521				<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・交付金 △6,521 (現計予算 8,184) (財源) ・県補助金 △6,521
	臨時福祉給付金事業費	△ 34,695	△ 34,695				<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・健康労働保険料 △49 ・臨時職員賃金 △337 ・普通旅費 △10 ・印刷製本費 △583 ・郵便料 △2,579 ・電話料 △96 ・委託料 △746 ・交付金 △30,295 (現計予算 224,855) (財源) ・国庫補助金 △34,695
	臨時福祉給付金事業費(時間外手当)	△ 529	△ 529				<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・時間外手当 △529 (現計予算 1,007) (財源) ・国庫補助金 △529
	軽費老人ホーム運営事業費	△ 3,000				△ 3,000	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・補助金 △3,000 (現計予算 60,768)
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費		2,016			△ 2,016	<input type="checkbox"/> 国庫負担金及び県負担金の追加交付による財源調整 (財源) ・国庫負担金 1,344 ・県負担金 672

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 5,394	△ 4,046			△ 1,348	<input type="checkbox"/> 特別会計の決算見込み等による補正に伴う ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △5,394 (現計予算 215,227) (財源) ・県負担金 △4,046
	小規模学童クラブ運営事業費	7,122	5,331		1,791		<input type="checkbox"/> 地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した小規模学童クラブ運営 ・非常勤職員報酬 5,748 ・費用弁償 46 ・普通旅費 8 ・消耗品費 60 ・電気料 240 ・水道料 24 ・食糧費 262 ・医薬材料費 20 ・電話料 96 ・保険料 18 ・備品購入費 600 (財源) ・国庫補助金 5,331 ・施設使用料 1,791
	待機児童解消加速化プラン費	△ 29,772	△ 22,329			△ 7,443	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・補助金 △29,772 (現計予算 96,472) (財源) ・国庫補助金 △14,886 ・県補助金 △7,443
	子育て世帯臨時特例給付金事業費	△ 4,598	△ 4,598				<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・健康労働保険料 △85 ・臨時職員賃金 △44 ・印刷製本費 △54 ・郵便料 △283 ・委託料 △372 ・交付金 △3,760 (現計予算 67,650) (財源) ・国庫補助金 △4,598
	病児・病後児保育事業費	6,000	4,000		422	1,578	<input type="checkbox"/> 利用者増による ・委託料 6,000 (財源) ・県補助金 4,000 ・他市町受託分収入 422
	子育て支援のためのプレミアム付き商品券助成事業費	5,581	5,581				<input type="checkbox"/> 荒尾商工会議所実施予定のプレミアム付き商品券を購入する子育て世帯への助成 ・健康労働保険料 104 ・臨時職員賃金 615 ・消耗品費 37 ・印刷製本費 23 ・郵便料 250 ・負担金 4,552 (財源) ・県補助金 5,581

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源					
			国県支出金	地 方 債	そ の 他			
	子育て世帯臨時特例給付金 事業費(時間外手当)	△ 634	△ 634				□不用額による減 ・時間外手当 △634 (現計予算 1,007) (財源) ・国庫補助金 △634	
	児童手当費	△ 23,551	△ 22,003			△ 1,548	□不用額による減 ・扶助費 △23,551 (現計予算 957,070) (財源) ・国庫負担金 △18,822 ・県負担金 △3,181	
	生活保護受給者就労支援事 業費	△ 1,284	△ 1,284				□他支援制度活用による支援員の 減 ・非常勤職員報酬 △1,284 (現計予算 2,820) (財源) ・県補助金 △1,284	
	3 款計	△ 47,677	△ 64,519			2,213	14,629	
4 衛 生 費	保健総務費(産休・育休代 替職員雇用)	△ 1,263					△ 1,263	□不用額による減 ・臨時職員賃金 △1,263 (現計予算 2,951)
	予防接種費	△ 6,861	103				△ 6,964	□不用額による減及び予防接種に よる健康被害者への給付金 ・委託料 △7,000 ・扶助費 139 (財源) ・県負担金 103
	荒尾干潟ラムサール湿地登 録記念啓発事業費	△ 1,000					△ 1,000	□不用額による減 ・補助金 △1,000 (現計予算 3,238)
	健康増進事業費	△ 7,700			△ 2,016		△ 5,684	□不用額による減 ・委託料 △7,700 (現計予算 40,958) (財源) ・実費徴収金 △2,016
	大牟田・荒尾清掃施設組合 負担金	△ 12,181					△ 12,181	□繰越金の増に伴う組合予算の補 正による ・負担金 △12,181
	し尿処理費	△ 3,400					△ 3,400	□不用額による減 ・医薬材料費 △3,400 (現計予算 224,718)
	4 款計	△ 32,405	103		△ 2,016	△ 30,492		

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
6 農林 水産 業費	農業委員会費						□国庫補助金から県補助金への財源の組替え (財源) ・国庫補助 $\Delta 554$ ・県補助金 554
	機構集積支援事業費						□国庫補助金から県補助金への財源の組替え (財源) ・国庫補助 $\Delta 4,321$ ・県補助金 4,321
	耕作放棄地解消緊急対策事業費(用途転換促進事業)	$\Delta 406$	$\Delta 406$				□不用額による減 ・費用弁償 $\Delta 320$ ・消耗品費 59 ・燃料費 17 ・郵便料 $\Delta 162$ (現計予算 860) (財源) ・県補助金 $\Delta 406$
	経営構造対策事業費(経営体育成交付金)	354	354				□国の補正に伴う農業用機械等導入への補助 ・補助金 354 (財源) ・県補助金 354
	企業等農業参入支援事業費	$\Delta 20,000$	$\Delta 20,000$				□企業の年度内農業参入が見込まれないことに伴う不用額による減 ・補助金 $\Delta 20,000$ (現計予算 30,000) (財源) ・県補助金 $\Delta 20,000$
	農業産地確立促進事業費	3,000	3,000				□地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用したオリーブ加工品開発事業への助成 ・補助金 3,000 (財源) ・国庫補助金 3,000
	人・農地プラン事業費	8,625	8,625				□国の補正に伴う青年就農給付金の支給 ・補助金 8,625 (財源) ・県補助金 8,625
	団体営土地改良総合整備事業費	$\Delta 15,720$	$\Delta 10,218$	$\Delta 1,400$	$\Delta 3,930$	$\Delta 172$	□事業採択が来年度以降に延期となったことに伴う不用額による減 ・委託料 $\Delta 15,720$ (現計予算 16,181) (財源) ・国庫補助金 $\Delta 7,860$ ・県補助金 $\Delta 2,358$ ・地元負担金 $\Delta 3,930$ ・農業基盤整備事業債 $\Delta 1,400$

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	会下地区渇水恒久対策施設 管理事業費	109				109	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設 管理基金積立金 109
	古屋敷地区渇水恒久対策施設 管理事業費	98				98	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設 管理基金積立金 98
	観音寺・南上揚地区渇水恒 久対策施設管理事業費	212				212	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設 管理基金積立金 212
	県営土地改良総合整備事業 費	38,573		18,000	22,142	△ 1,569	□不用額による減及び国の補正に 伴う県事業負担金の増 ・臨時職員賃金 △1,283 ・県営事業負担金 39,856 (現計予算 24,918) (財源) ・農業基盤整備事業債 18,000 ・地元負担金 22,142
	熊本県緑の産業再生プロ ジェクト促進事業費	70,936	70,936				□不用額による減及び国の補正に 伴う木材加工施設整備事業への補 助 ・補助金 70,936 (財源) ・県補助金 70,936
	有明海活性化対策事業費	△ 3,750		3,700	△ 1,875	△ 5,575	□不用額による減及び地方債の充 当による財源調整 ・県営事業負担金 △3,750 (現計予算 14,976) (財源) ・海岸保全事業債 3,700 ・地元負担金 △1,875
	6 款計	82,031	52,291	20,300	16,337	△ 6,897	
7 商 工 費	空き店舗対策事業費	2,700	2,700				□地域住民生活等緊急支援のため の交付金を活用した家賃補助上乗 せ ・補助金 2,700 (財源) ・国庫補助金 2,700
	プレミアム付き商品券発行 事業費	106,000	105,072			928	□地域住民生活等緊急支援のため の交付金を活用したプレミアム付 き商品券発行业業への助成 ・補助金 106,000 (財源) ・国庫補助金 105,072
	7 款計	108,700	107,772			928	

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源					
			国県支出金	地 方 債	そ の 他			
8 土 木 費	社会資本整備総合交付金事業費 (大谷長洲港線)	△ 17,520	△ 8,542	△ 8,124		△ 854	□不用額による減 ・工事請負費 △17,520 (現計予算 39,400) (財源) ・国庫補助金 △8,542 ・道路橋梁事業債 △8,124	
	社会資本整備総合交付金事業費 (中央野原線)	△ 27,933	△ 10,105	△ 17,763		△ 65	□不用額による減 ・委託料 △1,000 ・工事請負費 △5,163 ・用地取得費 △10,618 ・補償金 △11,152 (現計予算 121,092) (財源) ・国庫補助金 △10,105 ・道路橋梁事業債 △17,763	
	道路改良単独事業費			3,018			△ 3,018	□地方債の充当変更に伴う財源調整 (財源) ・道路橋梁事業債 3,018
	社会資本整備総合交付金事業費 (西原桜町線)	△ 18,050	△ 9,080	△ 8,098			△ 872	□不用額による減 ・委託料 △18,050 (現計予算 35,000) (財源) ・国庫補助金 △9,080 ・道路橋梁事業債 △8,098
	社会資本整備総合交付金事業費 (川後田府本線)	△ 1,350	△ 360	△ 846			△ 144	□不用額による減 ・委託料 △1,350 (現計予算 9,000) (財源) ・国庫補助金 △360 ・道路橋梁事業債 △846
	道路新設改良事業費 (人件費)			△ 487			487	□地方債の充当に伴う財源調整 (財源) ・道路橋梁事業債 △487
	河川環境整備費	1,706		1,400			306	□県総合流域防災事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸保全事業による負担金 ・県営事業負担金 1,706 (財源) ・自然災害防止事業債 1,400
	街路整備事業費	3,000		2,700			300	□県街路整備事業による負担金 ・県営事業負担金 3,000 (財源) ・都市計画事業債 2,700
	新生区団地公営住宅建替事業費	35,459	17,729	17,700			30	□国の補正に伴う公営住宅建替工事 ・工事請負費 35,459 (財源) ・国庫補助金 17,729 ・公営住宅建設事業債 17,700
8 款計	△ 24,688	△ 10,358	△ 10,500			△ 3,830		

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
10 教育費	教育振興課管理費(人件費)	18,685				18,685	<input type="checkbox"/> 退職者数増による ・退職手当(早期1人) 18,685
	三池炭鉱(旧万田坑)の世界文化遺産登録推進事業費	10,536	10,536				<input type="checkbox"/> 地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した万田坑プロモーション用媒体作成等 ・委託料 10,536 (財源) ・国庫補助金 10,536
	万田坑世界遺産登録に伴う集客増対応事業費	36,090	24,114			11,976	<input type="checkbox"/> 地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した観光客受入態勢の強化 ・消耗品費 486 ・電気料 500 ・水道料 40 ・通信運搬費 100 ・委託料 27,328 ・借上料 4,217 ・備品購入費 3,419 (財源) ・国庫補助金 24,114
	万田坑世界遺産登録記念事業費	11,000	11,000				<input type="checkbox"/> 地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した世界遺産登録記念イベント等の実施 ・委託料 11,000 (財源) ・国庫補助金 11,000
	10款計	76,311	45,650			30,661	
	補正額	492,918	141,384	10,000	54,123	287,411	一般財源 ・普通交付税 262,210 ・土地売払収入 103,231 ・繰越金 172,372 ・財政調整基金繰入金△110,483 ・減債基金繰入金 △142,000 ・熊本県市町村振興協会市町村交付金 2,081
	補正前の額	21,717,943	6,991,748	684,100	1,210,432	12,831,663	
	合計	22,210,861	7,133,132	694,100	1,264,555	13,119,074	

平成26年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	療養給付費等負担金	982,173	35,181	1,017,354	保険給付費増額に伴う増額
	その他	1,258,019	0	1,258,019	
	計	2,240,192	35,181	2,275,373	
9款 繰入金	一般会計繰入金	542,730	43,646	586,376	保険基盤安定負担金繰入金等の決定に伴う増額
10款 繰越金	繰越金	25,329	41,564	66,893	平成25年度決算剰余金
その他		5,813,192	0	5,813,192	
歳入合計		8,621,443	120,391	8,741,834	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 保険給付費	一般療養給付費	4,814,451	120,391	4,934,842	決算見込みによる給付費の増額
	その他	1,134,392	0	1,134,392	
	計	5,948,843	120,391	6,069,234	
その他		2,672,600	0	2,672,600	
歳出合計		8,621,443	120,391	8,741,834	

議第22号資料

平成26年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第4号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】 (単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	865,243	△ 93	865,150	認知症地域支援推進員等設置促進事業費の減額
	その他	74,143	0	74,143	
	計	939,386	△ 93	939,293	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	32,644	△ 173	32,471	認知症地域支援推進員等設置促進事業費の減額
	その他	1,496,620	0	1,496,620	
	計	1,529,264	△ 173	1,529,091	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	16,321	△ 86	16,235	認知症地域支援推進員等設置促進事業費の減額
	その他	808,650	0	808,650	
	計	824,971	△ 86	824,885	
9款 繰入金	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	16,321	△ 86	16,235	認知症地域支援推進員等設置促進事業費の減額
	その他	954,077	0	954,077	
	計	970,398	△ 86	970,312	
その他		1,777,399	0	1,777,399	
歳入合計		6,041,418	△ 438	6,040,980	

【歳出】 (単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 地域支援事業費	包括的支援事業・任意事業費	59,378	△ 438	58,940	認知症地域支援推進員等設置促進事業費の減額
	その他	32,881	0	32,881	
	計	92,259	△ 438	91,821	
その他		5,949,159	0	5,949,159	
歳出合計		6,041,418	△ 438	6,040,980	

3号補正後の介護保険特別会計予算は6,072,708千円で、その内訳は、保険事業勘定6,041,418千円、介護サービス事業勘定31,290千円となります。

今回の4号補正により、保険事業勘定を438千円減額しますので、4号補正後介護保険特別会計予算は6,072,270千円となります。

平成26年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	370,808	△ 12,303	358,505	特別徴収保険料の減額
	普通徴収保険料	123,603	267	123,870	普通徴収保険料の増額
	その他	3,500	0	3,500	
	計	497,911	△ 12,036	485,875	
4款 繰入金	保険基盤安定繰入金	179,837	△ 5,394	174,443	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
	その他	35,390	0	35,390	
	計	215,227	△ 5,394	209,833	
その他		36,089	0	36,089	
歳入合計		749,227	△ 17,430	731,797	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	689,366	△ 17,430	671,936	保険料負担金の減額△12,036
					保険基盤安定負担金確定に伴う減額△5,394
その他		59,861	0	59,861	
歳出合計		749,227	△ 17,430	731,797	